

第2期 中央市 子ども・子育て支援事業計画

親が子どもがしましきプラン

令和2年3月



市長あいさつ

近年、我が国では、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少などにより、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が著しく変化しているといわれています。また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、す



べての子ども一人ひとりが健やかに育つことが大切であるともいわれています。

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、めまぐるしく変化する社会環境を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、より良い親子関係の形成や子どものより良い育ちを実現することに他ならず、「子どもの最善の利益」が実現される社会をみんなで考えていくことだと感じております。

このような中、本市においては、平成27年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し事業を展開してまいりましたが、計画期間の終期が平成31年度(令和元年度)となっていることから、このたび令和2年度を始期とする第2期子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、就学前児童や小学生をもつ市民の皆様に対して子育て支援などに関する調査を実施し、このニーズ調査結果を反映させながら、「中央市子ども・子育て会議」において事業計画の内容をご審議いただき、策定を進めてまいりました。"子どもを生みやすい・育てやすい環境づくり"という、子どもを生み育てる側の視点に立った子育て支援サービスをはじめ、社会のあらゆる分野において、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、社会全体で子ども・子育てを支援するための計画としております。

結びに、本計画の策定にあたり、ニーズ調査などを通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や、熱心にご検討をいただきました「中央市子ども・子育て会議」の 委員の皆様及び関係各位のご協力に対しまして心から厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

中央市長田中久雄

目 次

第	1 章	き 計画策定の背	景と目的
	1.	計画の背景	
	2.	計画の目的	
	3.	計画の名称	
	4.	計画の位置づけ	
	5.	計画の期間	
第	2 章	章 中央市の概況	
	1.	人口等の推移	4
	2.	教育·保育施設()状況
	3.	児童館・放課後	見童クラブの状況 10
	4.	子育てサークル	ょどの状況11
	5.	母子保健の状況.	
	6.	就学の状況	
	7.	安全の状況	
第	3 章	章 ニーズ調査	住民アンケート)結果について
	1.	ニーズ調査の概要	된 17
	2.	ニーズ調査結果	
第	4 章	章 計画方針	
	1.	基本的な考え方	
	2.	総合目標	
	3.	施策の体系	
	4.	計画の進捗状況の	つ確認及び評価27
第	5 章	章 子ども・子育	て支援法に基づく事業の推進
	1.	教育・保育給付	事業等の推進28
	2.	教育・保育の量の) 見込みと確保方策

	3.	地域子ど	も・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	34
第	6章	5 分野兒	別の施策・事業の取り組み	
	基本	に目標1	多様なニーズに対応した子育て支援	42
	基本	に目標 2	豊かな健康づくりの推進	46
	基本	に目標3	子どもと親の教育環境の整備	51
	基本	₹目標 4	支援が必要な家庭へのやさしい環境づくり	5 3
	基本	₹目標 5	子どもにやさしい安全なまちづくり	58
第	7章	計画の	D推進体制	
	1.	推進体制		60
資	料線			
	1.	関連条例		61
	2.	策定経過		63
	3.	委員名簿		64
	4.	ニーズ調	查票	65

第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画の背景

国は平成 15 年 7 月に、抜本的な少子化対策を図るため「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成 17 年度から平成 26 年度の 10 年間、集中的に少子化対策に関する様々な取り組みを実施することを決め、地方公共団体や一般事業所に対し「次世代育成支援地域行動計画」の策定と推進を義務づけました。これを受け、中央市では、平成 20 年 3 月に「中央市次世代育成支援地域行動計画」、平成 22 年 3 月に「中央市次世代育成支援地域行動計画」、平成 22 年 3 月に「中央市次世代育成支援地域行動計画」」を策定し、子どもの育成支援の推進を図ってきました。加えて、平成 15 年に「少子化対策基本法」、翌 16 年に「少子化社会対策大綱」、平成 19 年に「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、平成 22 年に「子ども・子育てビジョン」など、子育てと仕事の両立に関わる支援と取り組みが進められてきました。

平成 24 年に可決された子ども・子育て関連 3 法¹に基づく子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から施行となったため、本市においても「中央市子ども・子育て支援事業計画 ~親が子どもがいきいきプラン~」を平成 27 年 3 月に策定し、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等、子育て家庭の支援に努めてきました。

このたび、「中央市子ども・子育て支援事業計画 ~親が子どもがいきいきプラン~」の第1期計画期間が平成31年度(令和元年度)をもって満了となることから、計画の評価・見直しを行い、国の改定指針も踏まえたうえで、新たに「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画 ~親が子どもがいきいきプラン~」を策定いたしました。

¹ 子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こ ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律



2. 計画の目的

本計画は、本市における子ども・子育て支援サービスの需要量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、「次世代育成支援」の基本的な考え方を踏まえ、市民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定しました。

3. 計画の名称

計画の名称は前計画の基本理念を継承し、「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画~親が子どもがいきいきプラン~」としました。

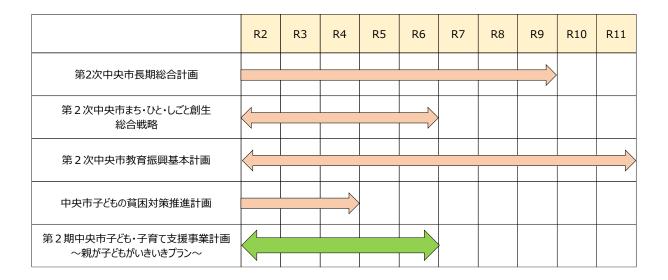
4. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、本市の最上位計画である「第 2 次中央市長期総合計画」に示された市の基本理念を踏まえ、市の子育てに関わる各種計画との整合性を図ったうえで策定しました。

5. 計画の期間

本計画の計画期間は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項により、5年ごとに策定することが義務づけられているため、令和 2 年度から令和 6 年度とします。

なお、最上位計画である中央市長期総合計画や、中央市まち・ひと・しごと創生総合戦略、また、関係性の強い中央市教育振興基本計画や中央市子どもの貧困対策推進計画の期間は次のとおりです。





第2章 中央市の概況

1. 人口等の推移

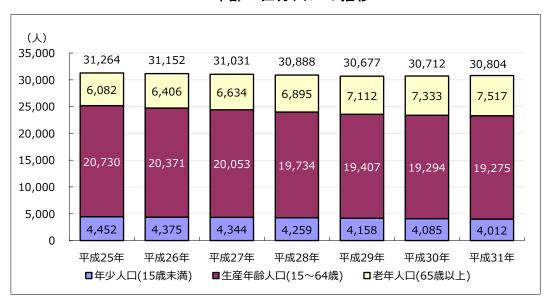
(1)人口

本市の人口は、男性、女性ともにほぼ横ばいの状態にありますが、直近の2年はわずかに増加傾向となっています。年齢3区分人口では、老年人口が増加し、生産年齢人口と年少人口が減少しています。

(人) 35,000 31,882 31,687 31,599 31,264 31,152 31,031 30,888 30,677 30,712 30,804 30,000 25,000 15,816 20,000 15,000 10,000 15,899 15,876 15,783 15,561 15,531 15,439 15,319 15,286 15,191 15,217 5,000 0 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 ■男性 ■女性

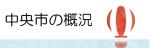
男女別人口の推移

出典:住民基本台帳人口(各年3月31日現在)



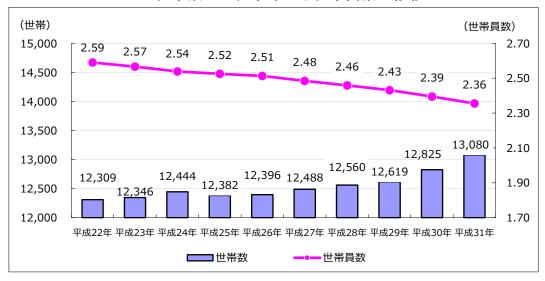
年齢3区分人口の推移

出典:住民基本台帳人口(各年3月31日現在)



(2)世帯数

世帯数は増加傾向にあり、平成22年の12,309世帯から、平成31年には13,080 世帯と 771 世帯増加しています。一方、一世帯あたりの人数は減少傾向にあり、平 成22年の2.59人から、平成31年には2.36人となっています。

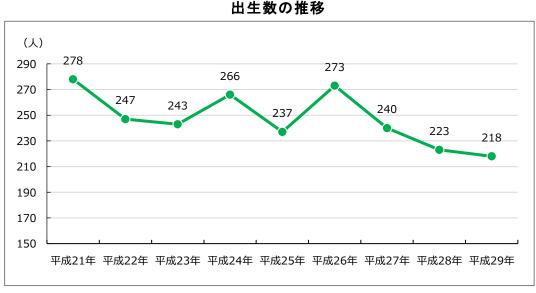


世帯数と一世帯あたり世帯員数の推移

出典:住民基本台帳世帯数(各年3月31日現在)

(3) 出生数

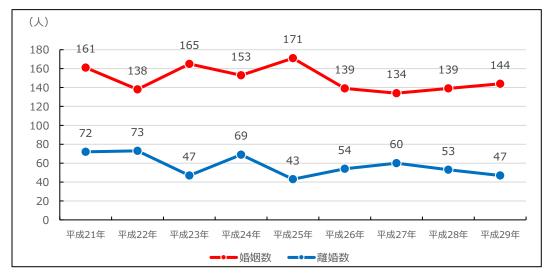
出生数は、増加している年もありますが、平成21年以降、緩やかに減少傾向とな っています。平成 21 年では 278 人でしたが、平成 29 年には 218 人と 60 人減少して います。



出典:人口動態統計

(4) 結婚・離婚

婚姻件数は、平成25年の171件をピークに減少し、その後横ばいで推移しています。一方、離婚件数は平成22年の73件をピークに減少傾向にあります。

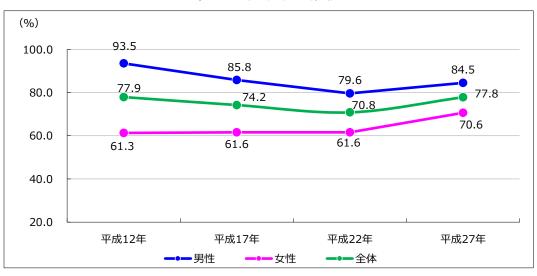


婚姻数と離婚数の推移

出典:人口動態統計

(5) 就業率2

就業率は、平成 12 年以降平成 22 年まで、男性は低下傾向、女性は横ばいとなっていましたが、平成 27 年では、男性・女性とも上昇しています。



男女別就業率の推移

出典:国勢調査

² 就業率=25歳~44歳の就業者数/25歳~44歳の人口×100

[※]国による「子育て安心プラン」における女性の就業率に準じ、25歳~44歳の人口及び就業者数により算出。

(6) 産業別就業者

本市の産業別の就業者構成比をみると、第1次産業³及び第2次産業⁴の減少と第3次産業⁵の増加が顕著に見られます。

産業別就業者構成比の推移



出典:国勢調査

産業別就業者数の推移



出典:国勢調査

³ 農業、林業、漁業(水産業)

⁴ 鉱業·採石業·砂利採取業、製造業、建設業

⁵ 電気・ガス・水道、運輸、通信、小売、卸売、飲食、金融、保険、不動産、その他のサービス業、公務



2. 教育・保育施設の状況

(1) 市内の教育・保育施設

本市には6か所の公立保育園、3か所の私立認定こども園、3か所の小規模保育 事業所があります。

(公立園)

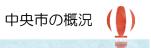
令和2年4月1日現在

施設名	玉穂保育園	田富第一保育園	田富第二保育園	田富第三保育園	田富北保育園	豊富保育園
住所	成島 2387番地2	布施 3015番地	西花輪 2002番地	東花輪 1173番地	山之神 22番地59	大鳥居 3790番地
開所時間	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00
乳幼児 保育	有	有	有	有	無	有

(私立園)

令和2年4月1日現在

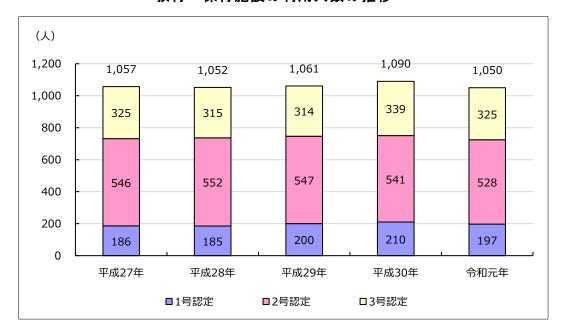
設置主体	(学)中澤学園	(学)井口学園	(福)成島	(株)子ども企画	(一社) 多文化リソース センターやまなし	(株)子ども企画
施設名	みかさこども園	わかば幼稚園	まみい・キッズ こども園	ゆりかご愛児園	みんなのいばしょ	西はなわ保育園
事業種別	認定こども園	認定こども園	認定こども園	地域型保育事業	地域型保育事業	地域型保育事業
事業類型	幼保連携型	幼保連携型	幼保連携型	小規模保育事業 A型	小規模保育事業 C型	小規模保育事業 A型
住所	臼井阿原 813番地6	井之口 937番地2	成島 1072番地1	若宮 12番地9	東花輪 1844番地2	西花輪 452番地2
開所時間	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	6:30~19:30	7:30~19:00
乳幼児保育	有	有	有	有	有	有



(2)教育・保育施設の利用状況

教育・保育施設及び小規模保育事業所の利用状況は、平成 29 年、平成 30 年と増加しましたが、令和元年は減少に転じています。

1号認定、2号認定、3号認定の比率には大きな変化はありません。



教育・保育施設の利用人数の推移

提供:中央市子育て支援課(各年10月1日現在)



3. 児童館・放課後児童クラブの状況

(1)市内の児童館

市内には9か所の児童館があり、地区ごとの内訳は、玉穂地区3か所、田富地区5 か所、豊富地区1か所となっています。

令和2年4月1日現在

施設名	玉穂中央 児童館	玉穂北部 児童館	玉穂西部 児童館	田富中央 児童館	田富わんぱく 児童館
住所	成島 3512-2	井之口 1139-1	下三條 133	布施 2382	東花輪 1351-1

施設名	田富ひばり	田富杉の子	田富すみれ	豊富
	児童館	児童館	児童館	児童館
住所	山之神 1156- 119	西花輪 1415-3	布施 242−3	大鳥居 3770

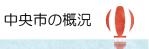
(2)市内の放課後児童クラブ

市内には、小学1年生から6年生を対象とした放課後児童クラブが8か所あります。公立では玉穂地区3か所、田富地区3か所、豊富地区1か所あり、主に市立児童館を活用して実施しています。私立では、田富地区に社会福祉法人ひとふさの葡萄が運営している「またあした」があります。

令和2年4月1日現在

施設名	玉穂中央児童館	玉穂北部児童館	玉穂西部児童館	田富中央児童館
	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ
住所	成島 3512-2	井之口 1139-1	下三條 133	布施 2382

施設名	田富杉の子児童館 放課後児童クラブ	田富すみれ児童館 放課後児童クラブ	豊富児童館 放課後児童クラブ	社会福祉法人ひとふ さの葡萄 またあした
住所	西花輪 1415-3	布施 242-3	大鳥居 3770	臼井阿原 1658-4



4. 子育てサークルなどの状況

本市には1つの子育てサークルと2つのボランティア団体があり、それぞれ就園前の親子に向け、仲間づくりや体操などの各種教室、季節の行事、読み聞かせなどを行っています。

団体名	活動日時	活動場所	対象	活動内容	備考
ICCICCKIDS	毎週 金曜日	玉穂北部 児童館	就園前の子ども とその保護者	・お話し会 ・自由遊び ・季節の行事	子育てサークル
おんぶコアラ	随時	玉穂総合会館	子育て中の親とその子ども	・「みらいサポート・ちゅうお う」の講習会における託児 ・親子を対象にした遊びの広 場開催(中央市民の集い)	ボランティア団体
地域つながり お茶会 ちびチュウ	毎月定期 (月 5~7 回) 又は随時	長栄寺他	子育てに関わっている人	・季節のイベント・子どもの健やかな成長を促す遊び・ママのリフレッシュ活動・ワークショップ等	ボランティア団体

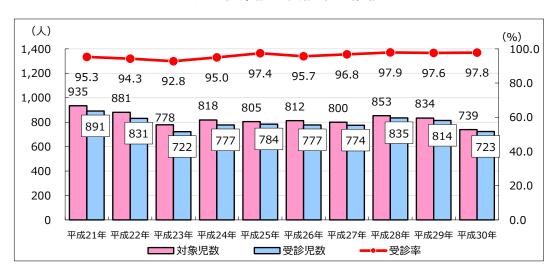




5. 母子保健の状況

(1)乳児健康診査

本市の乳児健康診査の対象児数は、平成 21 年の 935 人から減少傾向にあり、平成 30 年の対象児数は 739 人と過去 10 年で最少となっています。受診率については上昇傾向にあり、近年は約 98%で推移しています。

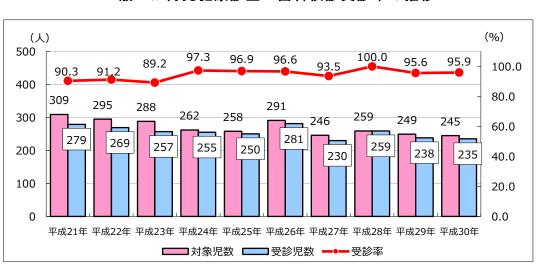


乳児健康診査受診率の推移

提供:中央市健康推進課

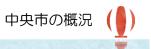
(2) 1歳6か月児健康診査・1歳6か月児歯科検診

対象児数は、平成 21 年の 309 人から減少傾向にあり、平成 30 年は 245 人と過去 10 年で最少となっています。受診率は平成 28 年に 100%となりましたが、直近は約 96%となっています。



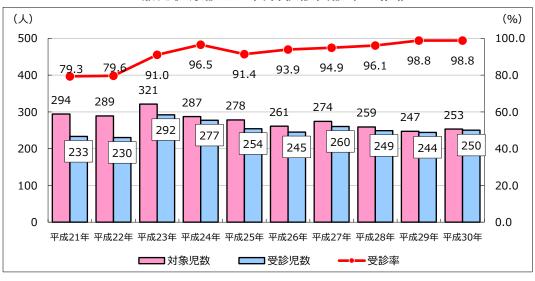
1歳6か月児健康診査・歯科検診受診率の推移

提供:中央市健康推進課



(3) 3歳児健康診査・3歳児歯科検診

対象児数は、平成 23 年の 321 人をピークに減少傾向にあり、直近の2年では約 250人となっています。受診率については、平成26年以降上昇し、直近2年では約 99%となっています。

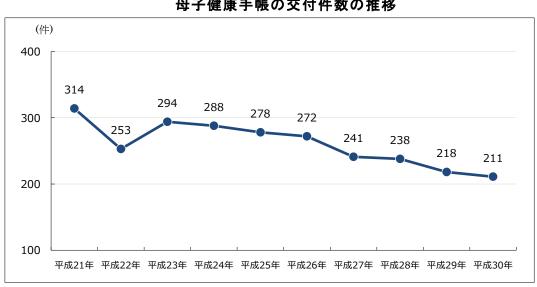


3歳児健康診査・歯科検診受診率の推移

提供:中央市健康推進課

(4) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付件数は、出生数の低下にともない、平成21年の314件から減 少傾向にあり、平成30年の交付件数は211件と過去10年で最少となっています。



母子健康手帳の交付件数の推移

提供:中央市健康推進課



(5) 母親学級の参加人数

母親学級の参加人数は平成 27 年以降増加傾向にありましたが、平成 30 年に一転して減少し、過去 10 年で最少の 90 人となっています。



母親学級の参加人数の推移

提供:中央市健康推進課

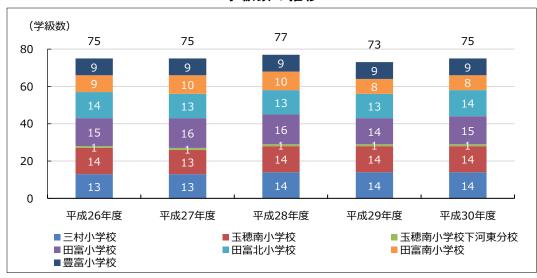


6. 就学の状況

(1) 小学校の状況

本市に小学校は、山梨大学医学部附属病院内に併設されている玉穂南小学校下河 東分校を含めて7校あります。各小学校の学級数は、子どもの数に応じて年度ごと に増減があります。

全体的には児童数は減少傾向にあり、平成 26 年度は 1,694 人でしたが、平成 30 年度には、1,628 人となっており、66 人減少しています。



学級数の推移

提供:中央市教育委員会教育総務課



児童数の推移

提供:中央市教育委員会教育総務課

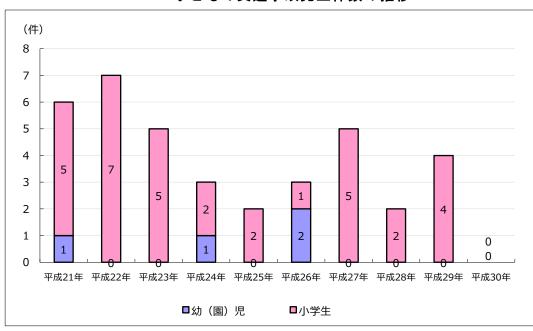


7. 安全の状況

(1)子どもの交通事故発生件数

本市の幼児・園児の交通事故件数は、 $1\sim2$ 件発生している年もありますが、直近4年では0件となっています。

一方、小学生については平成 29 年まで毎年数件発生していましたが、平成 30 年は 0 件となっています。



子どもの交通事故発生件数の推移

出典:警察庁交通年鑑





第3章 ニーズ調査(住民アンケート)結果について

1. ニーズ調査の概要

(1)調査目的

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度のもとで、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付・事業を行ってきました。この計画期間が平成31年度(令和元年度)で満了となることから、新たに「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。策定にあたっては、教育・保育事業、地域子育て支援事業の「量の見込み」を算出する必要があります。小学生以下の子どもをもつ家庭を対象に「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等に関するアンケート調査を実施しました。

(2)調査期間

平成31年1月9日から平成31年1月28日まで

(3)調査対象及び回収率

調査対象	配布数	回収数	回収率
未就学児	1, 235	830	67. 2%
小学生	852	582	68.3%
総数	2, 087	1, 412	67. 7%

(4)調査の内容

ニーズ調査の内容については、巻末の資料編に掲載。

(5) 本報告書中の記号について

単一回答・・・1項目のみ選択して回答する。

複数回答・・・あてはまる項目を複数回答する(一部回答数を限定しているものもある)。

自由回答・・・回答者の考えを自由に記入する。

n・・・・・回答者数 (number) を表す。「n=100」は、回答者数が 100 人ということ。

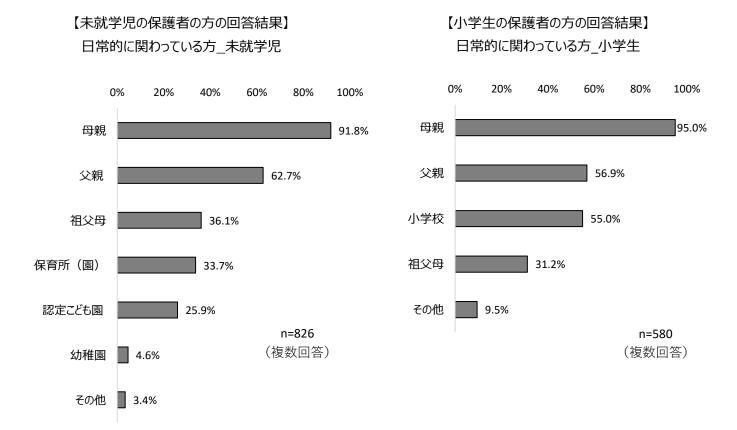
※複数回答の場合は、合計値が100%にならない場合がある。

※単一回答の場合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合がある。



2. ニーズ調査結果

(1)日常的な養育者について



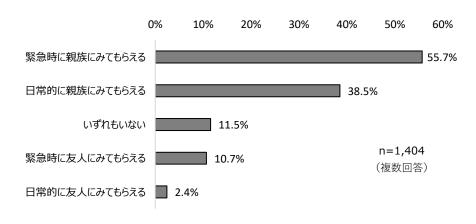
未就学児、小学生ともに「母親」が9割以上で最も多くなっています。未就学児では以下「父親」、「祖父母」、「保育所(園)」と続いています。小学生では以下「父親」、「小学校」、「祖父母」と続いています。

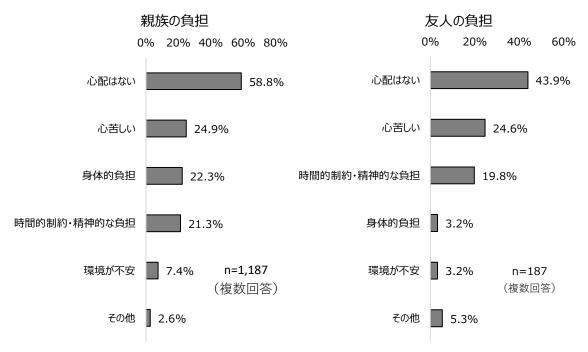




(2) 日常的もしくは緊急時にみてもらえる人がいるか、また預かる人の負担に ついて

子どもをみてもらえる親族・友人





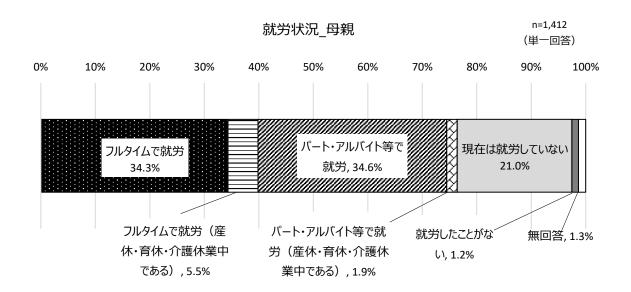
子どもをみてもらえる状況については、「緊急時に親族にみてもらえる」という回答が最も多く 55.7%でした。友人にみてもらえるというケースは、緊急時においても高くありません。また、いずれもいないという回答が 11.5%ありました。

親族の負担については、「心配はない」という回答が最も多く 58.8%でした。以下「心苦しい」が 24.9%、「身体的負担」が 22.3%、「時間的制約・精神的な負担」が 21.3% と続いています。

友人の負担については、「心配はない」という回答が最も多く 43.9%でした。以下、「心苦しい」が 24.6%、「時間的制約・精神的な負担」が 19.8%と続いています。

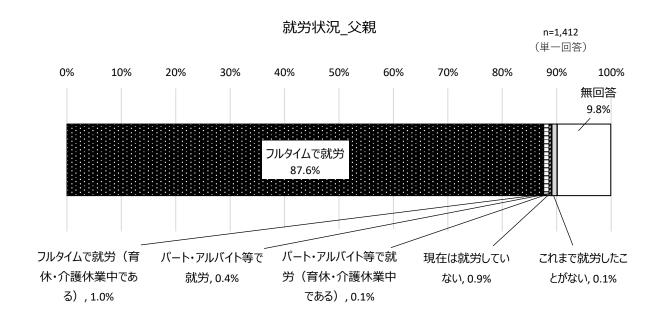


(3) 両親の就労状況について



母親の就労状況については、「フルタイム」、「パート・アルバイト等」及び「産休・ 育休・介護休業中」を合わせ 76.3%となっています。

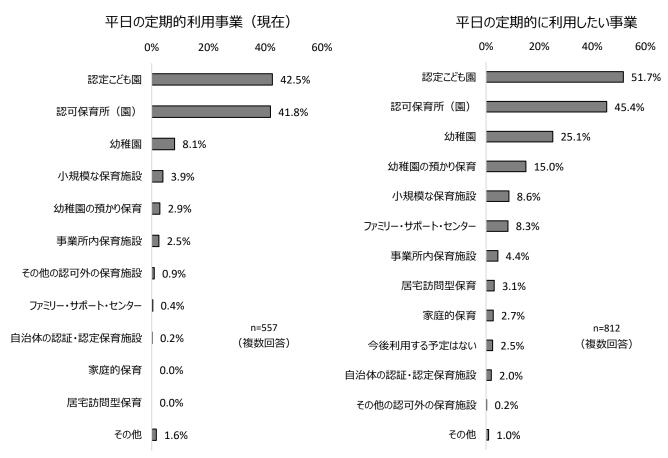
就労していない人は約2割でした。



父親の就労状況については、「フルタイムで就労(育休・介護休業中ではない)」が 87.6%で最も多く、そのほかについてはいずれも1.0%以下でした。



(4) 未就学児の教育・保育の利用状況について



現在利用している事業、利用したい事業ともに「認定こども園」及び「認可保育所(園)」が多くなっています。

利用希望では「幼稚園」及び「幼稚園の預かり保育」が他の事業と比べ高くなっています。

なお、前回の調査時から現在までの間、市内・市外にある幼稚園又は保育園の多くが 認定こども園になったことにより、認定こども園の利用及び利用希望が増加していま す。

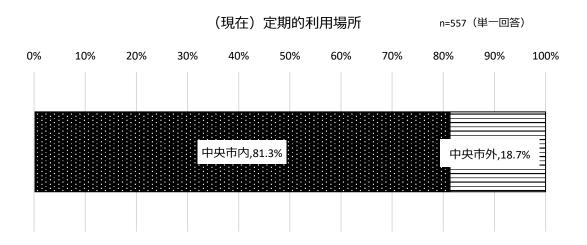
参考:5年前の調査結果

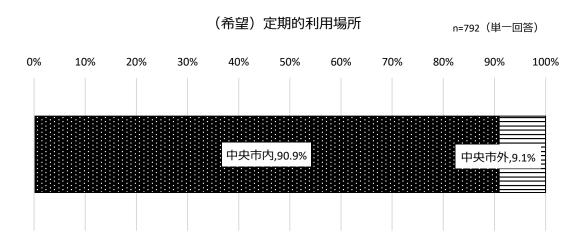
	認可保育所	幼稚園	認定こども園
現在利用している事業	61.9%	25.7%	8.1%
利用を希望する事業	56.3%	40.4%	22.9%

参考:今回の調査結果

	認可保育所	幼稚園	認定こども園
現在利用している事業	41.8%	8.1%	42.5%
利用を希望する事業	45.4%	25.1%	51.7%





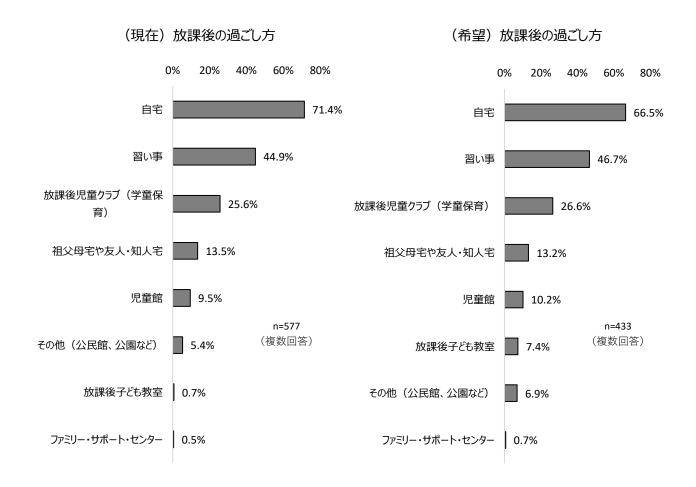


定期的な利用場所については、「中央市内」が81.3%、「中央市外」が18.7%となっています。

希望する利用場所については、「中央市内」が90.9%、「中央市外」が9.1%となっています。現在市外で利用している方で、市内での利用を希望している方がいることが分かります。



(5) 小学生の放課後の過ごし方の希望について

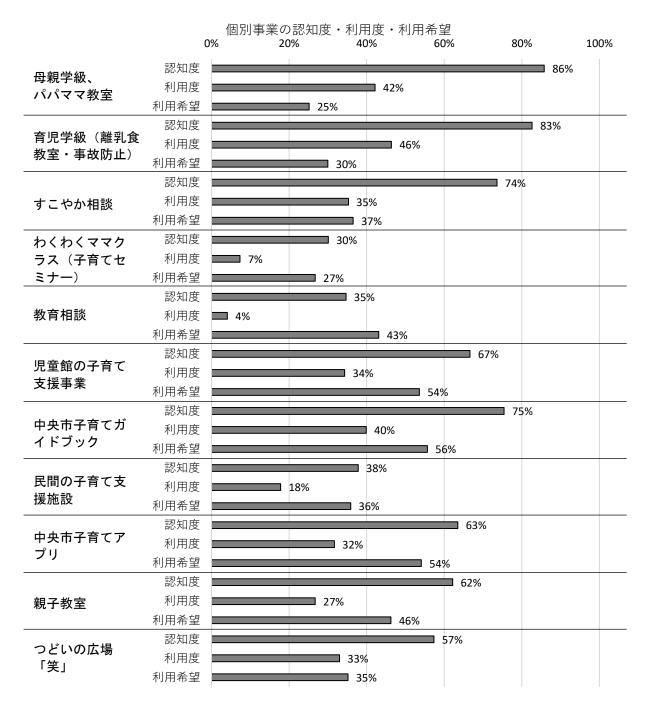


放課後の過ごし方は「自宅」が 71.4%で最も多く、以下「習い事」が 44.9%、「放課後児童クラブ (学童保育)」が 25.6%と続いています。

希望する過ごし方は現在と大きな傾向の違いはありません。



(6) 個別事業の認知度・利用度・利用希望について

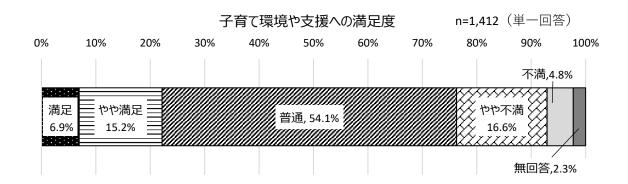


「母親学級、パパママ教室」と「育児学級 (離乳食教室・事故防止)」は認知度が高く、それに伴って利用度も高くなっています。

一方、「わくわくママクラス (子育てセミナー)」と「教育相談」については認知度 と利用希望はあるものの、利用度は高くありません。



(7) 子育て環境・支援の満足度について



市の子育て環境・支援施策の満足度については、「普通」が 54.1%で最も多く、以下「やや不満」の 16.6%、「やや満足」の 15.2%と続いています。

「満足」と「やや満足」を合わせた満足傾向は 22.1%となっています。一方「不満」と「やや不満」を合わせた不満傾向も 21.4%であり、ほぼ同割合となっています。

(8) 住民アンケート自由回答からみえる本市への意見・要望(自由回答)

未就学児

経済的支援	任意予防接種への補助がほしい。 医療費無償化を高校までしてほしい。 ファミサポは料金が高い。
子育て環境	地域との交流の場を持つようなイベントをしてほしい。 子どもの遊べる場所を増やしてほしい。 大きな室内施設がほしい。
保育所(園)	市立保育園がどこも老朽化しているので建て替えしてほしい。 病気時に預ける場所がほしい。 一時保育の内容が分かりにくい。
子育て支援施設	広く充実した子育て支援センターがほしい。 休日に遊ぶ施設を作ってほしい。

小学生

子どもの預かり	児童館の閉館時にも預かってくれる身近な場所がほしい。 土日祝日に預かってほしい。 学童保育の開館時間を早め、閉館時間を延長してほしい。
経済的支援	ファミサポの料金を安くしてほしい。 高校卒業まで医療費を無料としてほしい。
学習支援	放課後に学習支援をしてほしい。 学校以外で勉強を教えてくれるボランティアの方がいるとよい。
情報発信	ゲームやスマホの怖さを教えてほしい。



第4章 計画方針

1. 基本的な考え方

子ども・子育て支援事業計画は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職場などの構成員が個々の役割を果たすとともに相互に連携して子育て支援を行うという基本理念に基づいて策定します。この計画に沿って教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、これらの事業を円滑に実施するとともに、次世代育成対策の各種事業についても見直しを行いながら、総合的に施策を推進していきます。さらに、近年の女性の就労状況の変化や幼児教育に対するニーズの高まりなど社会情勢の変化に対応することで、より子育てのしやすい市を目指していきます。

2. 総合目標

「親が子どもがいきいきと活動し、笑顔ですごせるまち 中央市」

本市では、すべての人が子育てに関わり、子どもの健全育成と、子育て中やこれから子どもをもつことを希望する家庭で、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進することにより、親が子どもがいきいきと活動し、笑顔ですごせるまちづくりの実現に努めます。



3. 施策の体系

本市では、子ども・子育て支援給付事業及び地域子ども・子育て支援事業を推進し、 適切な量の確保に努めるとともに、総合目標を達成するため、次のような体系に基づ いて子ども・子育て支援の各施策を推進していきます。

総合目標	基本目標	施策	
親が	1. 多様なニーズに対	親と子の心身の健やかな成長のため の支援の充実	
親が子どもがいきいきと活動	応Uた子育で支援	教育・保育環境の充実による仕事と 家庭の両立の推進	
が			
いき		母子の健康づくりや相談体制の充実	
いき	2. 豊かな健康づくりの 推進	思春期保健対策の充実	
と活		食育の推進	
動			
Ų.	3. 子どもと親の教育環	生きる力を育む学校教育の推進と家 庭の養育機能の向上	
笑顔ですごせるまち	境の整備	子どもを取り巻く有害環境への対策と 生涯スポーツの推進	
ヹ			
せるま	4. 支援が必要な家庭へ のやさしい環境づくり	要支援児童等への対応などきめ細や かな取り組みの推進	
ち		ひとり親家庭等の自立支援の推進	
中			
央市	5. 子どもにやさしい安 全なまちづくり	子どもにとって安心・安全なまちづくりの 推進	

4. 計画の進捗状況の確認及び評価

計画の進捗状況については、毎年度実績値や各施策の実施状況を確認し、子ども・ 子育て会議で報告します。また、見込み量と実績値の乖離がみられた場合には、随時 見直しを行います。



第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業の推進

1. 教育・保育給付事業等の推進

(1)教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。これまで中央市の教育・保育の提供区域については、中央市全域で需給調整を行ってきました。

人口推計や施設の利用状況、ニーズ調査などから推測すると、今後子どもの数は減少傾向にあり、さらに大規模な宅地開発等の計画による人口増加や保護者ニーズの大きな変化は考えにくい状況です。

加えて、利用者の自宅に近い施設を希望する人が多い半面、就労先の近隣や通勤途中にある施設を希望する人もおり、広域利用に対応するため、これまでどおり中央市全域を1区域とします。また、地域子ども・子育て支援事業についても、同様に中央市全域を1区域とします。







(2)児童人口の推計

計画期間である令和2年度から令和6年度までの5年間の児童人口の推計値は、 0歳児~5歳児、6歳児~11歳児ともに減少傾向となっています。

(単位:人)

	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
0 歳	217	211	204	199	195
1 歳	229	221	214	208	203
2 歳	222	224	217	210	204
3 歳	246	217	219	213	206
4 歳	250	253	224	226	220
5 歳	263	250	253	224	227
0 歳~5 歳	1,427	1,376	1,331	1,280	1,255
6 歳	263	262	249	252	223
7 歳	282	264	263	250	253
8 歳	277	282	264	263	250
9 歳	271	274	279	261	261
10 歳	260	270	275	280	262
11 歳	290	258	270	273	278
6歳~11歳	1,643	1,610	1,600	1,579	1,527
合計	3,070	2,986	2,931	2,859	2,782

※住民基本台帳(各年3月31日現在)を基にしたコーホート法による推計

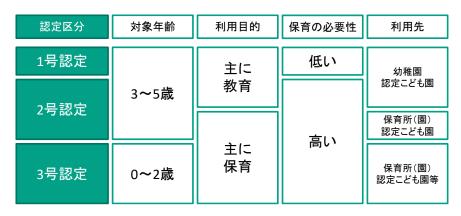


(3)教育・保育認定について

平成27年4月より施行された子ども・子育て支援法では、教育・保育給付(施設型給付及び地域型保育給付)を創設し、従来個別に行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。

この結果、各園が安定的に事業を経営することができ、ひいては子どもの受け皿 の確保につながっています。

教育・保育給付を受けるためには、児童の年齢と保護者の就労状況等に応じて、中央市が定める「教育・保育給付認定」を受ける必要があり、その認定区分は次のとおりです。



参考:市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」 の算出等のための手引き

◇1号認定(教育標準時間認定)

満3歳以上の児童で、教育を希望する場合。(主な利用先は幼稚園・認定こども園)

◇ 2 号認定(保育認定)

満3歳以上の児童で、保育の必要性がある場合。(主な利用先は保育園・認 定こども園)

◇3号認定(保育認定)

満3歳未満の児童で、保育の必要性がある場合。(主な利用先は保育園・認定こども園・地域型保育事業所等)

※なお、2号・3号認定の場合、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に分けられます。

◇「保育標準時間」

保護者(両親等)ともに月 120 時間以上の勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は 11 時間。

◇「保育短時間」

保護者(両親等)の両方又はいずれかが月 48 時間以上 120 時間未満の勤務を 想定した保育利用時間で、利用可能時間は8時間。



(4) 子ども・子育て支援法改正による幼児教育・保育の無償化について

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化に係る規定が整備され、令和元年 10 月から施行されました。

本市では無償化による認定区分を改正子ども・子育て支援法に基づき以下のとおり設け、就学前児童をもつ保護者の経済的負担の軽減に努めます。

認可保育所 幼稚園 国立大学 私学助成幼稚園 認定こども 認定こども園(1号) 附属幼稚園 認可外 園種別 Ģ 障害児 保育施設 小規模保育 通園施設等 預かり 箱かり 預かり 等 教育 教育 教育 年齢 事業所 保育 保育 保育 (2号・3号) (X)(X) (**X**) (X) 日額上限 月額上限 日額上限 月額上限 日額上限 利用料 3~5歲児 利田村 月額上限 到田村 25, 700 円 8.700 円ま 450円 450円 450円 クラス 無償化 無償化 37,000円 無償化 *月額上限 まで無償 *月額上限 で無償 *月額上限 まで無償 あり あり あり 満3歳 市民税 月額上限 月額上限 児 利用料 無償化 無償化 無償化 課税 25. 700 円 8.700 円ま (3歳に 無償化 対象外 対象外 対象外 まで無償 で無償 なった 世帯 日から 最初の 3月3 (**X**) (**X**) (※) 1日ま 市民税 日額上限 月額上限 日額上限 月額上限 日額上限 利用料 25. 700 円 8.700 円ま でにあ 非課税 450 PJ 450 PJ 450円 無償化 る子ど *月額上限 まで無償 で無償 世帯 *月額上限 *月額上限 ŧ) あり あり あり 市民税非課税世帯 (**%**) 利用料 月額上限 42,000円 0~2歳児 無償化 まで無償 クラス

無償化の対象と範囲

(※)保育の必要性の認定が必要です。

 $0 \sim 2$ 歳は、世帯の課税状況によって無償となる場合があります。 赤枠に該当する場合は、市に申請し認定を受ける必要があります。



2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定及び2号認定

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定(3~5歳)	ニーズ推計値	120	114	110	105	104
2号認定(3~5歳)※幼児教育	ニーズ推計値	37	35	34	32	32
2号認定(3~5歳)※保育所等	ニーズ推計値	533	505	488	465	458
1号・2号認定ニーズ推計台	計(量の見込み)	690	654	632	602	594
3~5歳人口推	計合計	759	720	696	663	653
教育・保育施設を利用していない人数(潜在値)		69	66	64	61	59
1号・2号認定確保量(各施設の受け入れ可能人数の合計)		972	972	972	972	972

【量の見込みと確保量】

令和2年度以降の量の見込みについては、児童人口の減少にともない、減少傾向 にあります。

確保量については、令和2年度の各施設の受け入れ可能人数の合計値 972 人としています。

【確保方策】

令和2年から6年までの計画期間中については、量の見込みを確保量が上回っているため、待機児童は発生しないと予想されます。各施設の受け入れ可能人数の維持に努めていきます。







(2) 3号認定

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定(0歳)	ニーズ推計値	113	110	106	104	102
3号認定(1・2歳)	ニーズ推計値	239	236	228	221	215
3号認定ニーズ推計合計	(量の見込み)	352	346	334	325	317
0~2歳人口推	計合計	668	656	635	617	602
教育・保育施設を利用していない人数(潜在値)		316	310	301	292	285
3号認定確保量(各施設の受け入れ可能人数の合計)		353	353	353	353	353

【量の見込みと確保量】

令和2年度以降の量の見込みについては、児童人口の減少にともない、減少傾向 にあります。

確保量については、令和2年度の各施設の受け入れ可能人数の合計値 353 人としています。

【確保方策】

令和2年から6年までの計画期間中については、量の見込みを確保量が上回っている状況ですが、幼児教育の無償化によって、3号認定の児童の教育・保育施設の利用が増える可能性もあります。今後の利用状況を把握しながら、施設整備や保育士の拡充など、確保量の維持・拡大に努めていきます。





3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

①事業の概要

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の 情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を 実施する事業です。

(単位:施設数)

(単位:人目)

②量の見込みと確保量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1

現状では、事業を行っている施設は1か所であり、今後も増設の予定はないことから、見込み量、確保量ともに1か所としています。

③確保方策

教育・保育事業や地域子育て支援事業等の円滑な利用環境構築に努めていきます。

(2)地域子育て支援拠点事業

①事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、 情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

②量の見込みと確保量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6, 126	6, 042	5, 873	5, 731	5, 616
確保量	6, 126	6, 042	5, 873	5, 731	5, 616

量の見込みは減少傾向にありますが、子育ての不安解消など子育て支援に重要な 役割を果たす事業のため、今後も事業の充実を図っていく必要があります。確保量 はニーズに応えられていることから、見込み量と同数としています。

③確保方策

今後のニーズに対応するため、実施体制の充実に努めます。



(3) 妊婦一般健康診査費助成事業(妊婦健康診査)

①事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	225	220	216	211	205
確保量	225	220	216	211	205

事業の利用者は年度の妊婦数によって変動があります。対象人口の推計結果から減少が予測されています。すべての対象者に対して実施する事業のため、量の見込みと同数を確保量としています。

③確保方策

今後も事業の維持に努め、安心・安全に出産ができるよう、助成事業を継続していきます。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	196	191	184	180	176
確保量	196	191	184	180	176

対象乳児は人口推計から減少傾向となっています。実施率は 100%を基本としていますので、量の見込みと同数を確保量としています。

③確保方策

人口推計は減少する見込みですが、社会状況の変化によって、転入してくる乳児が増える可能性もあります。現状の実施体制を維持しながら、ニーズの増加にも対応できる体制を整えるよう努めていきます。



(5)養育支援訪問事業

①事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30	29	29	28	27
確保量	30	29	29	28	27

対象者数は年度によって変動しますが、養育支援が必要なすべての家庭に訪問を 行うことを前提とし、量の見込みと同数の確保量としています。

③確保方策

今後も適切な養育支援が行えるよう、職員体制の維持に努め、事業の 100%の実施を図っていきます。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

①事業の概要

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

②量の見込みと確保量

中央市では、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、「中央市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、関係機関の関係者を委員に任命し、各事項についての協議・活動を行っています。

③確保方策

令和2年度以降も「中央市要保護児童対策地域協議会」を母体として、ネットワーク機能の強化を図っていきます。



(7) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)

①事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業))です。

②量の見込みと確保量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	4	4
確保量	5	5	5	4	4

家庭の状況によって利用者数が大きく変動するため、量の見込みの推計が困難な 事業ですが、ニーズに対応できる実施体制の確保に努めます。

③確保方策

事業内容の理解や認知度が低い傾向にあります。今後も引き続き、事業内容の周知と量の確保を図っていきます。

(8) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

①事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり 等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する 者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

②量の見込みと確保量

(単位	:	人	日)
(単似	:	人	H)

(単位:人目)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	585	575	553	545	517
確保量	585	575	553	545	517

利用者の状況により、ニーズが大きく変動する事業です。現状ではニーズに応えられているため、量の見込みと同数を確保量としています。

③確保方策

確保量の維持のためには、提供会員の確保・拡充が重要となってきます。今後のニーズの変動にも対応できるよう、提供会員の登録数拡充に努めていきます。



(9) 一時預かり事業

①事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所(園)、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

市内の認定こども園では、教育時間終了後や夏季休業時等に子どもを預かる事業として実施しています。

公立保育園では、入所していない子どもが一時的に保育を必要とする場合、子ど もを預かる事業として実施しています。

②量の見込みと確保量

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4, 611	4, 481	4, 449	4, 339	4, 371
確保量	4, 611	4, 481	4, 449	4, 339	4, 371

【上記以外の一時預かり】

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	204	197	195	188	191
確保量	204	197	195	188	191

量の見込みの推計は減少傾向にあります。現状では、ニーズに応えられていることから、見込み量と同数を確保量としています。

③確保方策

量の見込みの推計は減少傾向にありますが、今後幼児教育へのニーズの高まりが 予想されるため、幼稚園における一時預かりの利用が増加する可能性があります。 実施施設の拡充など、ニーズに対応できる実施体制の維持・確保に努めていきます。



(10) 延長保育事業

①事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5, 707	5, 608	5, 530	5, 419	5, 415
確保量	5, 707	5, 608	5, 530	5, 419	5, 415

現在、延長保育は市内教育・保育施設の全園で実施しています。

令和2年度以降の量の見込みは、児童数の減少に伴って減少傾向となることが見 込まれます。

③確保方策

現状は利用希望者のニーズにすべて応えることができていますが、今後、保護者の就労形態など社会状況の変化によっては、延長保育のニーズが高まっていくことも予想されます。今後も利用ニーズに対応できるよう、受け入れ体制の維持、確保に努めていきます。

(11) 病児保育事業

①事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一 時的に保育する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	333	344	357	368	387
確保量	333	344	357	368	387

量の見込みは増加傾向となっています。平成30年度から県内での広域利用が可能 になったため、確保量は量の見込みと同数としています。

③確保方策

県内での広域利用を確保量の前提としています。利用できる施設の情報提供を行うとともに、利用者が使いやすい体制の整備とニーズへの対応を図っていきます。



(12) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

①事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

②量の見込みと確保量

【低学年(1年生~3年生)】

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	398	394	382	380	363
確保量	398	398	398	398	398

【高学年(4年生~6年生)】

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	103	102	99	98	94
確保量	103	103	103	103	103

児童人口の減少を受けて、量の見込みは低学年、高学年ともに減少傾向と推計されています。年度内の変動もありますので現状ではニーズを満たす確保量となっていますが、今後の女性の就業率の上昇によっては減少ではなく、横ばいとなる傾向も考えられるため、確保量は令和3年度以降も同数としています。

③確保方策

児童人口は減少していきますが、一方では女性の就業率の上昇も見込まれます。 そのため、放課後児童健全育成事業のニーズが高まることも予想されますので、学校の余裕教室等の利用や放課後児童支援員の確保に努めていきます。



(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用(日用品費等⁶)及び、私学助成幼稚園(新制度未移行幼稚園)に対して保護者が払うべき副食の提供に要する費用(副食費⁷)を助成する事業です。

②量の見込みと確保量

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保量	5	5	5	5	5

対象者数は年度によって変動しますが、給付が必要なすべての世帯に対応することを前提とし、量の見込みと同数の確保量としています。

③確保方策

今後も適切に給付を行えるよう、予算の確保に努めます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市においては、当事業について実施の見込みがなく、必要に応じて検討します。

⁶ 生活保護世帯等に属する子どもの日用品費が対象

⁷ 年収360万円未満相当の世帯に属する子ども又は、小学3年生までのきょうだいに対して 3子目以降子どもの副食費が対象



第6章 分野別の施策・事業の取り組み

基本目標1 多様なニーズに対応した子育て支援

(1) 親と子の心身の健やかな成長のための支援の充実

〔現状と課題〕

子育て中の家庭を取り巻く環境が変化し、子育てに関する情報が氾濫する近年、 保護者の悩みも複雑・多様化する傾向にあります。一方で、身近な相談相手がおら ず、不安や負担を感じながら日々の子育てを行っている保護者も少なくありません。 そのような背景から、行政や各種団体、関係機関などが相互に連携し、地域の子 育て支援体制を構築するとともに、各種制度による経済的な支援を実施する必要が あります。

本市では、子育て中の親同士や親と子どもが交流できる場を提供するとともに、 子育てにおいて生じる様々な悩みについて、気軽に相談できる体制を構築し、保護 者の不安や負担の軽減を図っています。

[施策や事業の方向性]

- ○社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、保育園・認定こども園といった 特定教育・保育施設など関係機関と連携し、子育て支援体制を整備します。
- ○子育でに対するストレスを解消するため、子育で支援施設やつどいの広場の充実 などにより、育児不安などに関する相談体制を整備します。
- ○子育て家庭に対し、児童手当の給付や子ども医療費の助成を行い、経済的支援を 充実します。
- ○庁舎統合により、支所機能のみとなった旧玉穂庁舎の空きスペースを利用し、子 育て支援施設の開設を進めていきます。

施策・事業	所管	施策・事業の概要
保育園・認定こど も園における相談 機能の充実	子育て支援課	各園において子育てに関する相談を随時受け 付けます。
保育園・認定こど も園・学校・行政 などにおける子育 て支援情報の発信	子育て支援課ほか	広報・ホームページ・子育てアプリなどを通 じて情報提供を充実します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
親子教室の実施	子育て支援課	乳幼児(主に0歳~3歳)の親子を対象に、
		リトミック・リズム運動・親子たいそうなど
		の教室を実施します。
つどいの広場事業	子育て支援課	乳幼児(主に0歳~3歳)と保護者が気軽に集
		い、交流し、子育ての相談ができる場所とし
		て、つどいの広場「笑」を子育てサポーター
		などの協力により開催・運営します。
親子のふれあいの	健康推進課	生後2か月の乳児を持つ保護者の交流の場と
場ベビラ		して実施します。
子育て短期支援事	子育て支援課	未就学児の保護者が、疾病や冠婚葬祭などで
業(ショートステ		一時的に養育することが困難になった場合、
イ)		乳児院において預かります。
児童手当支給事業	子育て支援課	次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で
		応援することを目的に、0歳~中学生までの
		子どもを養育する保護者等に、児童手当を支
		給します。
子ども医療費助成	子育て支援課	0歳~中学生までの医療費を助成します。
事業		
地域子育て支援拠	子育て支援課	保育施設や商業施設の空き店舗、庁舎統合に
点事業		より支所機能のみとなった旧玉穂庁舎の空き
		スペースなどを活用し、子育て家庭の保護者
		と子ども(概ね3歳未満の児童及び保護者)が
		気軽に集い、相互に交流を図るとともに、子
		育て等に関する相談や情報の交換ができる場
		を提供します。
子育てサークルに	子育て支援課	子育てサークルに多くの人が参加できるよう
対する支援		に、事業の周知に努めます。
地域子育て支援セ	子育て支援課	みかさこども園、わかば幼稚園で実施してい
ンターとの連携		る地域子育て支援センターが円滑に運営でき
		るように連携を図ります。



(2)教育・保育環境の充実による仕事と家庭の両立の推進

〔現状と課題〕

多様化する保育ニーズに対して、本市では保育園・認定こども園の一時預かりや延長保育の実施、病児・病後児保育の広域利用制度の活用により、その対応に努めています。また、国では女性活躍を推進するにあたり、令和5年(2023年)度末までに女性の就業率80%にも対応できるよう、保育の受け皿を整備し、「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童健全育成事業の量的拡充を図ることとしています。本市では、児童館等を利用して、放課後に児童が過ごせる場所の確保に取り組んでいます。

さらに、放課後児童クラブや保育園・認定こども園等では対応できない保育ニーズに対して、ファミリー・サポート・センター事業など地域住民の協力のもと、地域全体で子育て支援の充実に努めています。

併せて、保育士や放課後児童支援員などの専門職の適正な職員確保と資質向上に 努め、保育サービスの質の向上を推進しています。

[施策や事業の方向性]

- ○通常保育の充実とともに、延長保育や認定こども園の預かり保育、3歳未満児保育、病児・病後児保育など保育ニーズに対応したサービスを充実します。
- ○保育のニーズに応じて、適切な保育施設の整備を推進するとともに、働き方改革 などを通して労働環境を見直すことで、職員を適正に確保し、保育サービスの質 の向上を推進します。
- ○広域連携による保育ニーズへの対応やファミリー・サポート・センターなどによる地域住民の子育で支援など、連携と協力による体制づくりに努めます。
- ○共働き家庭の児童の放課後の居場所として、児童館や小学校の余裕教室を活用した た放課後児童クラブの整備、放課後子ども教室の事業充実を図ります。
- ○リニア中央新幹線の開通により移転となる玉穂中央児童館を、旧玉穂庁舎内に整備していきます。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	所管	施策・事業の概要
保育事業の充実	子育て支援課	保護者が安心して子どもを預けられるよう、保育施 設の適切な整備及び運営体制の構築を図ります。
3歳未満児保育 の定員の確保	子育て支援課	3歳未満の子どもを持つ保護者の保育ニーズに対応するため、定員枠の確保に努めます。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
延長保育事業	子育て支援課	保育時間の延長希望に対応するため、延長保育を
		実施します。
広域保育の実施	子育て支援課	保護者の保育先の希望に合わせ、施設の所在市町
		村に対し保育の委託の対応を実施します。
認定こども園の	子育て支援課	認定こども園で幼稚園型の預かり保育を実施しま
預かり保育事業		す。また、夏季や冬季の長期休業日の預かり保育を 実施します。
一時預かり事業	子育て支援課	中央市に在住する満1歳から小学校就学前の教
		育・保育認定を受けていない児童を対象として一
		時預かりを実施します。
病児·病後児保	子育て支援課	病児・病後児を抱える保護者の保育ニーズに対応
育事業		するため、病児・病後児保育施設の広域利用制度の 周知を図ります。
障がい児保育の	子育て支援課	障がいをもつ児童の保護者の保育ニーズに対応で
実施		きるよう、受け入れ体制の調整を行います。
ファミリー・サ	子育て支援課	みらいサポート・ちゅうおうにアドバイザーを配
ポート・センタ		置し、子どもの預かり等の援助を希望する人と援
一事業		助を提供する人の相互援助活動に関する連絡調整 を行います。
放課後児童健全	 子育て支援課	でロャック 保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に
育成事業の実施	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	対し、放課後に児童館や小学校の余裕教室等を利
		用し、健全な育成を図ることを目的に放課後児童
		健全育成事業を実施します。
児童館の運営	子育て支援課	子どもたちが遊びやスポーツを通じて、友だちの
		輪を広げ、明るく健やかに育つよう、児童の育成と 体力の増進を図ります。また、安全に過ごせる場所
		としての施設整備を推進し、老朽化した施設の改
		修をしていきます。
放課後子ども教	生涯教育課	放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、
室事業の充実		地域住民等の参画を得ながら、学習やスポーツ・文
(新・放課後子		化活動、交流活動を実施します。
ども総合プラン		また、放課後児童クラブとの一体的または連携に よる実施に関する方策として、小学校の余裕教室
事業)		よる美麗に関する万束として、小字校の宗裕教主 や体育館等の活用、協働活動支援員やサポーター、
		ボランティアの確保に努めます。



基本目標2 豊かな健康づくりの推進

(1) 母子の健康づくりや相談体制の充実

〔現状と課題〕

妊婦が、安心・安全な妊娠・出産を行うためには、妊娠期間中に適切な健診を受けることがとても大切です。子ども子育て関連法では、妊婦一般健診事業を子ども・子育て支援事業計画の事業として位置づけ、妊婦健診の確実な実施を図っています。

また、核家族化が進み、育児に関する相談を行う相手がいないため、育児期の悩みを抱えてストレスや育児不安を高める母親が増えてきています。 妊産婦健康診査や新生児訪問事業により、母親の心の健康状態や、家庭の様子を把握し、安心して子育てができるようサポートに努めていく必要があります。

[施策や事業の方向性]

- ○母子ともに健康で、安心して過ごすことができるよう、妊婦一般健康診査や乳児 健康診査、予防接種など母子の健康づくりや小児医療の情報提供をします。
- ○健診などを受診しない家庭には、受診を呼びかけ、受診率の向上を目指します。また、予防接種法に基づき、重症化を未然に防ぐため、予防接種の接種率を向上させます。
- ○子育てのストレスや育児不安を解消するため、母親のストレスチェックやカウン セリング事業、新生児のいる家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業など様々な 機会での相談指導体制を充実します。
- ○子どもの事故防止のため、事故予防に関する啓発活動の推進や救命救急法の受講機会を充実します。
- ○不妊に悩む家庭を支援するための助成事業を推進します。

施策・事業	所管	施策・事業の概要
妊婦一般健康診査 事業	健康推進課	医療機関での妊婦健診を健診費用の助成により 実施するとともに、県外医療機関(里帰り出産) については、償還払いを実施します。
産婦健康診査	健康推進課	医療機関での産婦健診(産後2週間、産後1か月) の助成を1人2回実施します。
新生児聴覚検査	健康推進課	新生児聴覚検査の助成を1人1回実施します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
乳児一般健康診査 事業	健康推進課	市の集団健康診査のほか、医療機関における乳児 健康診査を公費負担で1人2回実施します。
乳幼児健康診査事 業(4,7,12か月,1 歳6か月,3歳児健 診)	健康推進課	発育・発達の確認、悩みごとの相談、子育て仲間づくりなど月に各1回実施します。(健康診査・集団指導・個別相談)
小児の医療に関す る普及・啓発	健康推進課	健診時に小児医療に関するパンフレットを配布 します。
子どもの事故予防 に関する啓発活動 の推進	健康推進課	乳幼児健診や愛育会、育児学級においてパンフレット等を配布し、事故予防の啓発に努めます。
救命救急法の啓発 活動の推進	健康推進課	心肺蘇生法を学び、緊急時に対処できるようにします。
予防接種率の向上 (BCG・麻し ん)	健康推進課	予防接種法に基づき、集団発生を防ぐとともに重 症化を未然に防ぐため、乳幼児の接種率向上を図 ります。
妊産婦及び乳幼児 を持つ保護者のス トレスチェックと カウンセリング事 業の推進	健康推進課	乳幼児健診時にストレスチェックを行い、保護者 の心の健康状態を確認し、必要に応じカウンセリ ング支援をします。
電話による母子健康相談の充実	健康推進課	随時、電話にて不安や悩みの相談を受け付けます。
母子健康手帳交付 事業と妊婦健康相 談の充実	健康推進課	月に3~4回母子健康手帳の交付日を設けると ともに、妊婦からの相談を随時受け付けます。
相談窓口の強化	健康推進課	健やか相談として、玉穂健康管理センターにて月 2回保健師・栄養士による相談を実施します。
子どもの発達相談 事業	健康推進課	子どもの成長発達に関する悩みや育児の心配ごとなどを児童発達相談員に相談できる機会を設けます。
新生児訪問事業 (こんにちは赤ち ゃん事業)	健康推進課	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子どもの成長の確認や健康状態などの相談を実施します。
赤ちゃんとのふれ あい体験	健康推進課	妊婦とその家族を対象に、離乳食教室に設けられた託児事業を利用し、乳児を抱っこしたり、先輩ママからのアドバイスを受けられる、ふれあい体験を実施します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
愛育会による子育 て支援	健康推進課	育児中の母親が社会参加、地域参加ができるよう、愛育会による子育て支援を充実します。
育児学級としての 離乳食教室の実施	健康推進課	離乳食の基本を学ぶとともに母親の交流を促進します。
養育支援訪問事業	健康推進課	子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭や、 様々な原因で養育支援が必要な家庭を訪問し、養 育に関する指導助言等を実施します。
不妊に悩んでいる 家庭への支援	健康推進課	申請時に1年以上中央市に住所を有する夫婦で、特定不妊治療及び一般不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないと医師に判断された場合、1年度あたり2回まで通算5年間、1回の治療につき治療費の2分の1(上限10万円)を助成します。





(2) 思春期保健対策の充実

〔現状と課題〕

子どもから大人へと成長していく過渡期である中学生は、精神的・身体的に成長・ 発育していく大切な時期です。それと同時に、さまざまな情報に触れることが成長 の糧となることもあれば、有害な情報に触れて誤った理解をし、結果、犯罪に巻き込 まれるなどの恐れが最も大きくなるのもこの時期です。

大切な成長期である中学生の時期に、適切な知識と理解を得ることができるよう、 命の教育や心の教室など、体制の充実に努めていく必要があります。

[施策や事業の方向性]

- ○中学校の教育を通して、性に対する正しい理解を促すとともに、次世代の親づくりという視点から、乳児やお母さんとふれあい、命の大切さについて学びを深めます。
- ○児童やその保護者を対象に、スクールカウンセラーによる思春期の心の問題など の相談を実施します。

施策・事業	所管	施策・事業の概要
性についての正し	健康推進課	中学生が乳児やお母さんたちとふれあうこと
い理解と命の教育		で、命の尊さや親への感謝の気持ちを学び、自
の推進		身も大切に思う気持ちを育むようにします。
心の教室相談員・ス	教育総務課	中学校への心の相談員の配置や小中学校への
クールカウンセラ	(小学校・	スクールカウンセラーの配置により、教育相
ーによる教育相談	中学校)	談の充実に努めます。
事業の充実		



(3)食育の推進

〔現状と課題〕

厚生労働省が発表した国民健康・栄養調査では、子どもの頃の不規則な食事や栄養バランスの偏った食事は、肥満や過度の痩身などを引き起こす原因となり、また将来的に生活習慣病などの疾病の要因となることもあるとしています。

規則正しい食習慣は、生活習慣の規則正しさにもつながり、健康的な生活を送る 上で食事は重要な役割を果たします。

食育を推進し、子どものうちに健全な食生活を確立することは、大人になってからの健全な心身や豊かな人間性を育んでいく基礎となることから、市では、「栄養・食育推進計画」に基づき、家庭や地域、保育園・認定こども園、学校などと連携、協力しながら食育の啓発・推進に努めています。

食事は、必要な栄養をとるだけでなく、食事を通じたコミュニケーションの場で もあります。生活時間の多様化による、家庭内の個食なども課題と考えられます。健 康づくり、食の安全、食文化の継承など様々な側面からの食育の推進が必要です。

[施策や事業の方向性]

- ○食習慣の改善を図るため、妊婦に対する栄養指導、乳幼児をもつ保護者を対象と する離乳食指導やおやつ指導を実施します。
- ○学校給食における地産地消を推進します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	所管	施策・事業の概要
食育の推進	健康推進課	栄養・食育推進計画により、子どもたちへの食育 の推進を図るとともに、すこやか相談に栄養士を 配置します。
母親学級における 妊婦の栄養指導	健康推進課	母子健康手帳発行時及び母親学級時にパンフレットを配布します。また、母親学級では栄養士による講義等で妊婦への栄養指導を実施します。
乳幼児健診における食事指導	健康推進課	乳幼児健診において、栄養士より離乳食指導やお やつ指導を集団・個別で実施します。
学校給食における 地産地消の推進	教育総務課	学校給食で地産地消を推進し、学校給食だよりで 保護者への広報・啓発に努めます。



基本目標3 子どもと親の教育環境の整備

(1) 生きる力を育む学校教育の推進と家庭の養育機能の向上

〔現状と課題〕

国では平成30年度に小中学校の学習指導要領を改訂しました。子どもたちに「生きる力」を育む、という目標は変わりませんが、一方で社会の変化を見据え、新たな学びへの進化を目指します。

「生きる力 学びの、その先へ」

学校で学んだことが、明日、そして未来につながるように、子どもの学びが進化します。子どもたちの学びを社会全体で応援することが重要となります。

また、近年引きこもりの増加が問題となっています。子どもたちが社会で自立して生きていけるよう、適切な教育機会の提供を図るとともに、自分の生き方にあった職業選択ができるよう、地域社会との連携による職業観の醸成に努める必要や、子どもを持つ親にも子育てに関する学習の場を提供していく必要があります。

[施策や事業の方向性]

- ○子どもたち一人ひとりに「生きる力」を醸成し、社会で自立できるための職場体験 などの教育を家庭や地域と連携して行っていきます。
- ○親の子育てに関する学習事業やペアレントトレーニング事業などにより、家庭に おける養育機能を向上します。

施策・事業	所管	施策・事業の概要
職場体験学習	教育総務課	子どもが希望する職種や、親の職場において体験を
	(中学校)	することにより、キャリア教育を推進します。
キッズアカデミ	生涯教育課	子どもたちの自主性・社会性・協調性を養う場とし
一事業		て、体験学習やスポーツレクリエーション活動を実
		施します。
ペアレントトレ	健康推進課	良好な親子関係を築くためのトレーニング事業を
ーニング事業		推進します。
親教育事業	健康推進課	妊娠・出産・育児の知識の習得や母親同士の交流機
(母親学級・両		会とします。また、両親が子育ての重要性を学ぶ機
親学級)		会とします。



(2)子どもを取り巻く有害環境への対策と生涯スポーツの推進

〔現状と課題〕

近年、子どもたちにもスマートフォンやパソコン等の利用が広がり、インターネットで性や暴力表現などの有害な情報に触れる機会が増えています。

また、SNSなどのコミュニケーションツールの普及により、人と直接のコミュニケーションをとる能力が不足している傾向もあり、さらには、いじめや犯罪に巻き込まれる要因ともなっています。

多くの世代が参加できるスポーツ活動などを通して、子どもの健全育成及び社会性を身につけるための機会の提供に努めていく必要があります。

[施策や事業の方向性]

- ○スマートフォンやパソコンなどで、インターネット上の有害情報に子どもが触れ ないように、使用方法の教育やフィルタリングシステムの普及・啓発を行います。
- ○親子で参加できるスポーツイベントや多世代交流のできる生涯スポーツ事業を通 して、子どもの健全育成や社会性の醸成に努めます。
- ○喫煙や飲酒、薬物乱用の防止などに関する教育を推進します。

施策・事業	所管	施策・事業の概要
子どもを取り巻く	生涯教育課	子どもの携帯電話の使用方法やインターネッ
有害環境への取り		トのフィルタリング等の普及・啓発を推進し、
組み		青少年育成に支障をきたすような有害環境へ
		の対策について取り組みます。
子どもから高齢者	生涯教育課	水泳教室(幼児)、ラジオ体操教室、スキー・
まで参加できる生		スノーボード教室など生涯スポーツ事業の充
涯スポーツ事業の		実に努めます。
実施		
喫煙や飲酒、薬物	教育総務課	喫煙や飲酒、薬物乱用など有害環境から自身を
乱用の防止に関す	(中学校)	守り、正しい判断ができるよう学校教育におい
る教育の実施		て指導していきます。



基本目標4 支援が必要な家庭へのやさしい環境づくり

(1) 要支援児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進

〔現状と課題〕

核家族化や近隣住民同士の交流の希薄化などにより、出産や育児に関する相談相 手が身近にいないことから、出産や育児に対する親の不安や負担が大きくなってい ます。そのような状況下において、児童に対する虐待件数も増えており、総合的に相 談できる体制の整備が必要となってきています。

また、障がいのある子どもへの対応としては、乳幼児期の疾病や発達の遅れなどを早期発見するために、相談や保健指導が重要となります。医師の診断に基づき身体や知的面での発達状況に応じた対応や、言葉の遅れなどで心配のある子ども、その保護者に対する各種相談や療育支援事業の充実を図り、早期支援に努めていく必要があります。

[施策や事業の方向性]

- ○総合的に相談や支援のできる窓口の整備、相談員の資質の向上、関連機関とのネットワークの構築などを推進します。
- ○支援と配慮が必要な子育て家庭が安心して子育てできるよう、手当の給付や医療費 助成事業など各種支援施策を充実します。
- ○心身の障がいが疑われる子どもの発達支援のため、関係機関が連携を深め、障が いの早期診断・療育を充実するとともに、その家族に対しての相談及び支援体制 の整備を行います。
- ○子どもの権利擁護についての住民への意識啓発に努めます。

施策・事業	所管	施策・事業の概要
要保護児童対策地	子育て支援課	関係機関が連携して児童虐待の早期発見と適切
域協議会の充実		な支援、虐待の予防的取り組みを推進するため、
		組織の充実を図ります。
児童虐待防止につ	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関や
いての周知啓発		地域の組織、団体と連携して、虐待の防止や予防
		に向けた啓発活動を実施します。
虐待や育児不安等	子育て支援課	家庭児童相談室において、情報の収集や相談対
に関する相談体制		応、関係機関との連携を図ります。
の充実		



施策・事業	所管	施策・事業の概要
障がい児の相談事 業	福祉課	基幹相談支援センター「穂のか」に障害者相談支援専門員を配置し本人やその家族、支援者等からの障がいに関する相談支援を実施します。
自立支援医療費 (育成・精神)支 給事業	福祉課	18歳未満で肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、咀嚼機能に障がいのある児童や、心臓疾患や内臓障害などのため手術等を必要とする児童等が、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費を支給します。
軽度・中等度難聴 児補聴器購入費助 成事業	福祉課	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の 難聴児に対して、補聴器の装用により言語の取得 やコミュニケーションの向上など健全な発達を 支援するため、補聴器購入費用の一部を助成しま す。
移動支援事業の充 実	福祉課	屋外の移動が困難な障がい児に外出時の移動支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を図ります。
発達障がい児支援 事業	福祉課	発達障がい支援コーディネーターを配置して早期発見・早期支援に努め、本人や家族からの相談 支援の充実を図ります。
在宅サービスの充 実	福祉課	補装具費給付・日常生活用具給付事業など、日常 生活の便宜を図り、福祉増進を図ります。
障害児福祉手当給 付事業	福祉課	在宅の重度障がい児に対し、その障がいのために 生じる特別な負担の一助として手当を支給しま す。
特別児童扶養手当 給付事業	福祉課	精神(知的)または、身体に障がいのある児童を 養育している世帯に手当を支給し、福祉の増進を 図ります。
心身障害児福祉手 当給付事業	福祉課	特別児童扶養手当・障害児福祉手当を受給してい ない心身に障がいを有する児童に対し、手当を支 給することにより福祉の向上を図ります。
重度心身障害児医 療費助成事業	福祉課	重度心身障がい児の医療費を助成し、負担の軽減 を図ります。
介護給付費等支給 事業	福祉課	障がいのある児童の状況に応じて、自宅での入 浴・食事・排泄等の介護支援や、自宅で介護する 人が病気などの場合、施設での短期間の介護等の 支援を提供します。
障害児通所給付費 等支給事業	福祉課	障がいのある児童や療育の必要性がある児童を 対象に、自立した日常生活・社会生活を営むこと ができるよう、年齢に応じて児童発達支援、医療 型児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児 相談支援等の専門的な支援を実施します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
経済的に厳しい子 育て世帯への食糧 支援	生涯教育課	乳幼児から中学生の子どもを持つ経済的に厳し い世帯に対して、食糧支援を行う体制を整えま す。
制服等リユース事業	生涯教育課	家庭で不要となった制服や体育着等を無償で提供してもらい、経済的に厳しい世帯に支給します。





(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

〔現状と課題〕

本市におけるひとり親家庭は増加傾向にあります。厚生労働省の調査によると、 近年問題となっている子どもの貧困においては、その約5割がひとり親家庭となっ ており、働く母子家庭の母親の半数近くがパート・アルバイト等での雇用となって います。

ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら生活することができる環境を整備するため、小中学校への入学時の負担や通院・入院時の医療費に対して適切な支援を行うことが重要です。また、ひとり親家庭が経済的に自立して生活できるよう、職業訓練などの自立支援の重要性が増してきています。本市では、各種給付事業を通して、ひとり親家庭の自立に向けた支援に取り組んでいく必要があります。

[施策や事業の方向性]

- ○児童扶養手当をはじめとした給付事業により、ひとり親家庭への経済的支援を行います。
- 〇より多くの収入が得られ、自立して生活が送れるように、資格取得や能力開発へ の取り組みを各種給付等で支援していきます。

施策・事業	所管	施策・事業の概要
児童扶養手当給 付事業	子育て支援課	18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等の自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として手当を支給します。
小中学校入学支 度金支給事業	子育て支援課	小中学校に入進学する児童を養育するひとり親 家庭等に対し、申請に基づき支度金を支給しま す。
ひとり親家庭医 療費助成制度	子育て支援課	ひとり親家庭の親と児童、又は父母のない児童が 病気やけがで通院・入院した場合、本人が負担し た費用を県と市で助成します。
ひとり親家庭の 相談事業	子育て支援課	ひとり親家庭に対し、母子自立支援員による相談を実施します。
母子·父子·寡 婦福祉資金貸付 利子補給事業	子育て支援課	母子・寡婦福祉資金の貸付を受けているひとり親 家庭への利子補給により、資金償還の円滑化と福 祉の増進を図ります。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
高等職業訓練促 進給付金支給事 業	子育て支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父が就業に有利な 資格を取得できるよう、受講中の一定期間につい て、給付金を支給し、生活の負担軽減を図ります。
自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父の自立の促進を 図ることを目的とし、雇用保険制度の教育訓練給 付の指定教育講座等を受講した際の受講料の一 部を給付金として支給します。





基本目標5 子どもにやさしい安全なまちづくり

(1)子どもにとって安心・安全なまちづくりの推進

〔現状と課題〕

警察庁交通局の統計から、日中の交通事故は、歩行中の5歳~9歳が他の年代に 比べて多く発生していることが分かります。子どもの行動範囲の広がりに合わせ、 交通ルールを教育していくことは、子どもの安全を守るためにとても大切なことで す。交通ルールを守ることの大切さやルールを守らないとどうなるのかなど、交通 安全教室や通学路の指導などを通しての普及啓発や、乳幼児の保護者に対しても、 ベビーシートやチャイルドシートの使用の普及を図るなど、安全意識の向上に努め る必要があります。

防犯については、保育園・認定こども園、児童館、小中学校、PTAはもとより、 地域や近隣住民、行政、警察などとの連携により、防犯体制の強化に努め、安心・安 全なまちづくりを推進する必要があります。

[施策や事業の方向性]

- ○交通安全教室の開催やチャイルドシートの普及啓発・貸与事業等による交通安全 の啓発を促進します。
- ○防犯については、小学校などでの登下校の通学指導、PTAを中心としたパトロール、子ども110番連絡所の拡充、防犯灯の整備など安全なまちづくりを推進します。
- ○子どもを安心して育てることができるよう、公園や公共施設を中心に妊産婦や子 ども連れ、障がい児などすべての人に利用しやすいまちづくりを推進します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	所管	施策・事業の概要
交通安全教室の推進	危機管理課	保育園、児童館、小学校等で交通安全教室を実施するとともに、交通安全運動期間中の街頭指導などを推進します。
チャイルドシートの 使用義務についての 普及・啓発活動の推 進	危機管理課	乳幼児健診時や広報等で、チャイルドシートの使用について普及啓発活動を推進します。



施策・事業	所管	施策・事業の概要
乳児用チャイルドシ ート貸与事業	危機管理課	1歳未満の乳児の保護者に、乳児用チャイル ドシートの貸与を行い、交通安全を推進しま す。
防犯体制の充実	危機管理課	防犯標語による防犯意識の醸成や広報活動、 青色防犯パトロールを実施します。
通学路への照明灯設置	総務課	自治会や学校等の要望、危険箇所の点検等を 踏まえて随時設置します。
防犯灯の整備	総務課	自治会の要望、危険箇所の点検等を踏まえて 随時設置します。
就学前児童を対象と した通学路の指導	危機管理課	通学路についての指導を、保育園、認定こども 園で実施します。
小学校における登校 の通学指導	危機管理課 (小学校)	登校時の指導を2名の交通指導員により実施します。
小学校3年生を対象 にした自転車教室の 実施	危機管理課 (小学校)	警察署の協力により自転車教室を実施します。
小学校登校班の正副 班長への登校時の安 全指導	危機管理課	班長・副班長になる児童に、登校時の役割や横断歩道の渡り方、班旗の使い方等の指導を行います。
就学前児童の保護者 向け交通講話の実施	危機管理課	就学前の児童の保護者向けに交通安全に関す る講話を行います。
やまなし思いやりパ ーキング制度	福祉課	車の乗り降りや移動に配慮が必要な障がい児 や妊産婦などが、公共施設や店舗等を利用す る際に、障がい者用等の駐車場に車を止め、安 全に施設を利用できるようにします。
公園遊具の安全確保	管財課	公園遊具の計画的な整備を進めるとともに、 安全性を確保するため、定期的な点検・補修に 努めます。





第7章 計画の推進体制

1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、評価を行う必要があります。

市では、「中央市子ども・子育て会議」、「庁内連絡調整会議」を設置し、本計画の 推進に取り組んでいきます。

(1) 中央市子ども・子育て会議

中央市子ども・子育て会議は、市長から委嘱を受け、計画の策定審議や年度ごと の施策・事業の進捗状況について協議し、協議結果(意見・意向・提言・要望)を 市に示します。また、必要に応じて住民に対する調査を行います。

(2) 庁内連絡調整会議

庁内連絡調整会議は、市長を会長とした課長級以上の庁内会議とし、本計画の 主管部署である子育て支援課から要請を受け、計画策定及び推進に関する協力を 担います。

(3) 事務局(子育て支援課)

事務局は、主管部署の子育て支援課内に設置され、中央市子ども・子育て会議の 運営や庁内連絡調整会議との調整を担います。

【推進体制】



資料編

1. 関連条例

○中央市子ども・子育て会議条例

平成25年12月27日 条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第 1項の規定に基づき、中央市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

- 第3条 会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。
 - (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
 - (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
 - (3) 中央市子ども・子育て支援事業計画の制定及び変更に関すること。
 - (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、 当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

- 第4条 会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 子どもの保護者
 - (2) 関係団体の代表する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
 - (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第5条 会議の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務



を代行する。

(会議)

- 第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ による。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(会議の運営)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、 会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成28年 3月31日までとする。

(招集の特例)

3 子ども・子育て会議の最初の会議は、第7条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。



2. 策定経過

年月日	会議等	議題等
平成 30 年 10 月 5 日	平成 30 年度第 1 回 子ども・子育て会議	・第1期中央市子ども・子育て支援事業計画の完了について ・第2期中央市子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールについて ・ニーズ調査の実施とアンケート内容について
平成31年1月9日~平成31年1月28日	子ども・子育て支援 ニーズ調査実施	・市内在住の未就学児童の保護者 1,235 人 (回収数:830・回収率:67.2%)・市内在住の小学生の保護者 852 人 (回収数:582・回収率:68.3%)
平成 31 年 3 月 20 日	平成 30 年度第 2 回 子ども・子育て会議	・ニーズ調査の結果について・次年度の策定スケジュールについて
令和元年 6 月 27 日	令和元年度第1回 子ども・子育て会議	・第1期中央市子ども・子育て支援事業計画「分野別の施策・事業の取り組み」最終年度の見込状況の評価について ・第2期中央市子ども・子育て支援事業計画 策定スケジュールについて
令和元年8月29日	令和元年度第2回 子ども・子育て会議	・ニーズ量推計の精査について ・「計画タイトル」及び「総合目標」の検討に ついて
令和元年 11 月 26 日	令和元年度第3回 子ども・子育て会議	・計画素案の検討
令和2年1月16日	令和元年度第4回 子ども・子育て会議	・計画素案の検討
令和 2 年 2 月 6 日~ 令和 2 年 2 月 25 日	パブリックコメント の実施	
令和2年2月27日	令和元年度第5回 子ども・子育て会議	・パブリックコメントの結果及び市の考え方 について・計画素案の承認



3. 委員名簿

○令和元年度 「中央市子ども・子育て会議」委員名簿 (順不同・敬称略)

No.	区分	氏	名	所属・役職名	役職
1	学識経験者	小林	基章	こばやしこどもクリニック 院長	
2	子どもの保護者	河西	勇哉	田富地区保育園保護者代表 (田富第一保育園保護者会長)	
3	子どもの保護者	三井	宏泰	玉穂地区保育園保護者代表 (玉穂保育園保護者会長)	
4	子どもの保護者	中山	貴之	豊富地区保育園保護者代表 (豊富保育園保護者会長)	
5	子どもの保護者	西川	朋永	田富地区 PTA 代表 (田富北小 PTA 会長)	
6	子どもの保護者	重田	康二	玉穂地区 PTA 代表 (三村小 PTA 会長)	
7	子どもの保護者	上嶋	建治	豊富地区 PTA 代表 (豊富小 PTA 会長)	
8	関係団体代表者	田中	清	中央市議会厚生常任委員会 委員長	
9	関係団体代表者	田中	正清	中央市教育委員会教育長	
1 0	関係団体代表者	原田	廣明	中央市青少年育成カウンセラー	
1 1	関係団体代表者	吉留	光廣	中央市民生委員・児童委員協議会 会長	副会長
1 2	関係団体代表者	田中三	三枝子	中央市主任児童委員 代表	
1 3	関係団体代表者	鷹野	利美	中央市愛育会 会長	
1 4	子ども・子育て支援事業者	中澤	雅也	認定こども園みかさこども園 理事長	
1 5	子ども・子育て支援事業者	井口	太	認定こども園わかば幼稚園 理事長	
1 6	子ども・子育て支援事業者	乙黒V	ヽく子	認定こども園まみい・キッズこども園 理事長	
1 7	子ども・子育て支援事業者	三尾	學器	社会福祉法人ひとふさの葡萄 理事長	会長
1 8	子ども・子育て支援事業者	平沢	理恵	子育て支援団体 おんぶコアラ代表	



4. ニーズ調査票

- 1. 中央市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査【未就学児用】
- 2. 中央市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査【小学生用】

中央市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査 【未就学児用】

皆様には、日頃から市政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、子ども・子育て支援法(2012年法律第65号)に基づく新たな子ども・子育て支援の制度(以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。)に沿って、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付・事業を実施することに取り組んでいます。

この計画期間が2019年度に終了するため、新たに「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定することといたしました。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市が算出するにあたり、住民の皆様の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

皆様からいただいたご回答は、統計的に処理し、個別の回答者や回答内容が公表されることはありません。また、個別の調査結果を他の目的に使用することはございませんので、安心してお答えください。

ご多忙のこととは存じますが、なにとぞ、本調査の趣旨をご理解賜り、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

平成31年1月中央市長田中久雄

【ご記入にあたってのお願い】

- 1. ご回答は、**宛名のお子様の保護者の方**がご記入ください。
- 2. 選択肢の場合、お選びいただく数が設問によって異なりますので、ご注意下さい。また「その他」 をお選びいただいた場合は、その後にある()内に具体的な内容をご記入ください。
- 3. お手数ですが、ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に封入していただき、

1月28日(月)までに、<u>切手を貼らずに、郵便ポストへご投函ください。</u> (園で配付された方は園にお戻しください)

お問い合わせ先

中央市役所 子育て支援課 電話:055-274-8557

子ども・子育て支援新制度は、次のような考え方に基づいています。

~子ども・子育て支援新制度とは~

- 急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することが重要となります。
- 子どもの健やかな成長のためには、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、 自分は大切な存在だと感じられるように育まれることが必要です。
- 子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

~子ども・子育て支援とは~

- 子ども・子育て支援新制度の考え方をもとに、保護者には子育てについて重要な責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を受けやすくなるような支援を行うものです。
- 子ども・子育て支援では、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

先般、平成31年10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化について報道がされました。

それによりますと、3歳~5歳児の幼稚園・保育所・認定こども園の保育料は原則無償(幼稚園は月2.57万円を上限)、その他幼稚園における預かり保育や認可外保育施設の保育料(利用料)についても、保育の必要性の認定事由に該当するお子様に限り月3.7万円(預かり保育は幼稚園保育料の上限2.57万円を含む)まで無償化の対象となることが示されました。また0歳~2歳児につきましても、住民税非課税世帯に限り無償化の対象(月4.2万円を上限)となることが示されました。(平成30年5月「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」より)

今後さらに詳細な内容が示されることと思われますが、現時点の内容から変更になる 場合も想定されます。

今回の調査につきましては、より実態に即したニーズを把握するため、<u>上記の無償化が実施されることを想定した上で、利用の希望等をご回答いただきますようお願い致し</u>ます。

【用語の定義】

・幼 稚 園 : 学校教育法に定める、3~5歳児に対して学校教育を行う施設

・保育所(園) :児童福祉法に定める、保育を必要とする0~5歳児に対して保育を行う施設

・認定こども園 : 幼稚園と保育所(園)の機能を併せ持つ施設

・子 育 て : 教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援

・教 育:問14までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問15以降においては幼児

期の施設における教育の意味で用いています

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地区(小学校区)として当てはまる番号1つにOをつけてください。

選択肢(○は1つ)	該当する自治会名
1. 三村小学校区	井之口一、井之口二、西新居、中楯、新城、上成島、宿成島、新成島、 下成島一、下成島二、高橋、極楽寺、若宮
2. 玉穂南小学校区	乙黒、下河東東、下河東西、下河東下、町之田、一町畑、上三条、下三条一、 下三条二
3. 田富小学校区	布施第五、新町第一、新町第二、東、臼井阿原第一、臼井阿原第二、新道、 東花輪第一、東花輪第二、東花輪第三、清川、桜
4. 田富北小学校区	鍛冶新居、リバーサイド第一、リバーサイド第二、リバーサイド第三、山之神、 宮北、布施第三、布施第四
5. 田富南小学校区	西花輪第一、西花輪第二、釜無、飛石、山王第一、山王第二、山王第三、 大田和、藤巻、今福、今福新田
6. 豊富小学校区	浅利、木原、高部、大鳥居、関原、久保団地、神明

宛名のお子様とご家族の状況についてうかがいます。

問 2	宛名のお子様の生年月をご記入ください(口内に <u>数字でご記入</u> ください。数字は一枠に一字)。
	平成 年 月生まれ
問 3	宛名のお子様のきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子様を含めた人数を、口内に <u>数字でご記入</u> ください。お2人以上のお子様がいらっしゃる場合は、末子の方の生年月をご記入くかさい。
	1. きょうだいがいる きょうだい数 人 末子の生年月 平成 年 月生
	2. きょうだいはいない

2. 父親

この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子様からみた関係で当てはまる番号1

3. その他(

)

問 4

<u>つに</u>Oをつけてください。

1. 母親

問 5	この調査票にご回答ださい。	いただいている方の配	偶関係について当で	てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけてく	
	1. 配偶者がいる	2. 配偶者	はいない		
問 6		て(教育を含む)を主 <u>つに</u> ○をつけてくださ		「なたですか。 お子様からみた関	
	1.父母ともに 2.3	主に母親 3.主に父親	4. 主に祖父母	5. その他())
	子どもの	の育ちをめぐる環	境についてう	かがいます。	
問 7		て(教育を含む)に日 当てはまる番号 <u>すべて</u>		方はどなた(施設)ですか。	
	1. 母親 5. 保育所(園)	2. 父親6. 認定こども園	3. 祖父母 7. その他(4. 幼稚園)	
問8	宛名のお子様の子育		響すると思われる環 [±] 2. 地域	境 <u>すべてに</u> 〇をつけてください。 3. 幼稚園	
	4. 保育所(園)		2. 追域 6. その他 ())	
問 9	ください。 1. 日常的に祖父母等	をみてもらえる親族・領 の親族にみてもらえる 事の際には祖父母等の		てはまる番号 <u>すべてに</u> ○をつけて →問 9-1 へ	
	3. 日常的に子どもを	みてもらえる友人・知 事の際には子どもをみ	人がいる	→問 9-2 ^	
問 9 ·	<u> </u>	の親族にお子様をみてっ		親族にみてもらえる方)にうかが ついて、当てはまる番号 <u>すべてに</u>	
	をみてもらえる 2. 祖父母等の親族(3. 祖父母等の親族(4. 自分たち親の立	の身体的・精神的な負担の身体的負担が大きく心の時間的制約や精神的な場として、負担をかけて発達にとってふさわしい	心配である 気負担が大きく心配っ こいることが心苦しい	ハ し不安がある)	
				→問 10 ヘ	

問9-2	問9で「3.」または「4.」に〇をつけた方(子どもをみてもらえる友人・知人がいる方) にうかがいます。友人・知人にお子様をみてもらっている状況について、当てはまる番号 <u>すべ</u>
	<u>てに</u> Oをつけてください。
2	 1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる 2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である 3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい 5. 子どもの教育や発育にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある 6. その他()
	宛名のお子様の子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。または相 談できる場所はありますか。当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけてください。
	1.「いる」または「ある」 → 問 10-1 へ 2.「いない」または「ない」 → 問 11 へ
問 10- 1	Ⅰ <u>問 10 で" 1 .「いる」または「ある」"に〇をつけた方にうかがいます。</u> お子様の子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。当てはまる番号 <u>すべてに</u> 〇をつけてください。
- -	1. 祖父母等の親族 2. 友人や知人 3. 近所の人 4. 子育て支援施設(地域子育て支援拠点、児童館等) や NPO 法人 5. 保健所・保健センター 6. 保育士 7. 幼稚園教諭 8. 民生委員・児童委員 9. かかりつけの医師 10. 自治体の子育て関連担当窓口 11. その他 ()
	子育て(教育を含む)をする上で、周囲(身近な人、行政担当者など)からどのようなサポート があればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

宛名のお子様の保護者の就労状況についてうかがいます。

問12 宛名のお子様の保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者を含む)についてうかがいます。

※フルタイム=1週5日程度・1日8時間程度の就労パート・アルバイト等=フルタイム以外の就労

- (1) 母親 【父子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つにOをつけてください。
 - 1. フルタイムで就労(産休・育休・介護休業中ではない)
 - 2. フルタイムで就労(産休・育休・介護休業中である)
 - 3. パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中ではない)
 - 4. パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中である)
 - 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない
 - 6. これまで就労したことがない

→(1)-1**^**

 \rightarrow (2) \land

(1) -1 <u>(1) で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。</u>

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。 就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。 産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください(口内に数字 でご記入ください。数字は一枠に一字)。

1 週当たり 日 1日当たり 時間

(1)-2 (1)で「1.~4.」(就労している)にOをつけた方にうかがいます。

家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時刻は、(例) 08 時~18 時のように、24 時間制でお答えください(口内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字)。

家を出る時刻 時 帰宅時刻 時

- (2) **父親** 【母子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つにOをつけてください。
 - 1. フルタイムで就労(育休・介護休業中ではない)
 - 2. フルタイムで就労(育休・介護休業中である)
 - 3. パート・アルバイト等で就労(育休・介護休業中ではない)
 - 4. パート・アルバイト等で就労(育休・介護休業中である)
 - 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない
 - 6. これまで就労したことがない

 \rightarrow (2)-1 \wedge

→問 14 へ

就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。 育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください(□内に数字でご記入く ださい。数字は一枠に一字)。
1 週当たり 日 1日当たり 時間
(2)-2 <u>(2)で「1.~4.」(就労している)に〇をつけた方にうかがいます。</u> 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターン についてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えくだ さい。時刻は、(例)08 時~18 時のように、24 時間制でお答えください(口内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字)。
家を出る時刻時・帰宅時刻時・
問 13 <u>問 12 の (1) または (2) で「3.4.」(パート・アルバイト等で就労している) に〇をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 14 へお進みください。</u> フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号 <u>1 つに</u> 〇をつけてください。
1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある 2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない 3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望 4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
(2) 父親 1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない

(2)-1 <u>(2)で「1.~4.」(就労している)にOをつけた方にうかがいます。</u>

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。

3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望

4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

問 14 <u>問 12 の(1)または(2)で「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6.これまで就労したことがない」に〇をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 15 へお進みください。</u> 就労したいという希望はありますか。当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけ、該当する口内には <u>数字を</u> ご記入ください(数字は一枠に一字)。
(1) 母親
1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
2. 1年より先、一番下の子どもが 歳になったころに就労したい
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
→ 希望する就労形態 (番号にO、②は□ に数字を記入) ①. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) ②. パートタイム、アルバイト等(「①」以外) → 1 週当たり □ 1日当たり □ 時間
(2) 父親
1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
2. 1年より先、一番下の子どもが 歳になったころに就労したい
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
→ 希望する就労形態(番号にO、②は□①. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)②. パートタイム、アルバイト等(「①」以外)

→1 週当たり □ 日 1日当たり

時間

(番号にO、②は□ に数字を記入)

宛名のお子様の平日の定期的な教育・保育事業の 利用状況についてうかがいます。

※ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体 的には、幼稚園や保育所(園)など、問15-1に示した事業が含まれます。

問	15	宛名のお子様は現在、	幼稚園や保育所	(園)	などの	「定期的な教育・	・保育の事業」	を利用され
		ていますか。当てはまる	番号1つに〇を	つけて	ください	,١ _°		

問 15	宛名のお子様は現在、幼稚園や保育所(園)などの「定期的な教育・保育の事業」を利用さ	<u>s</u> h
•	ていますか。当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけてください。	
	1. 利用している → 問 15-1 へ 2. 利用していない → 問 15-5 へ	
問 15-1	<u> </u>	5 #o
	宛名のお子様は、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「気 物に、利用している事業について、光ではまる要見すべてにのもつはてください。	こり
	的に」利用している事業について、当てはまる番号 <u>すべてに</u> 〇をつけてください。	
	1. 幼稚園(通常の就園時間の利用)	
	2. 幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)	
	3. 認可保育所(園)(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員	
	20 人以上のもの)	
	4. 認定こども園(幼稚園と保育所(園)の機能を併せ持つ施設)	
	5. 小規模な保育施設(国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概念)	Ŧ
	ね 6~19 人のもの)	
	6. 家庭的保育(保育者の家庭等で子どもを保育する事業)	
	7. 事業所内保育施設(企業が主に従業員用に運営する保育施設)	
	8. 自治体の認証・認定保育施設(認可保育園ではないが、自治体が認証・認定した施設)	
	9. その他の認可外の保育施設 10. 居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)	
	11. ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)	
	12. その他()	
	,	
問 15-2	2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、 <u>どのくらい利用</u> していますか。	,
	また、 <u>希望としてはどのくらい利用したい</u> ですか。1週当たり何日、1日当たり何時間(何	订時
	から何時まで)かを、口内に具体的な <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。	
	時間は、(例) 09 時~18 時のように 24 時間制でご記入ください。	
(1)	7D.4	
(1)	<u>現任</u>	
	1 週当たり 日 1日当たり 時間 (時~ 時)	
(2)	希望	
	1 週当たり 日 1日当たり 時間 (時~ 時)	

	の <u>いずれかに</u> 〇をつけて、 ださい。	ください。また、中央市外の場合は具体的な市町	村名を1つご記入く
	1. 中央市内	2. 中央市外(市町村名:)
問 15-4	平日に定期的に教育・份 して当てはまる番号 <u>すべ</u>	R育の事業を利用されている理由についてうかか <u>てに</u> 〇をつけてください。	います。主な理由と
	 3. 子育て(教育を含む) 4. 子育て(教育を含む) 5. 子育て(教育を含む) 	のため をしている方が現在就労している をしている方に就労予定がある/求職中である をしている方が家族・親族などを介護している をしている方に病気や障がいがある をしている方が学生である	
問 15-5	·	「いない」に <u>○をつけた方にうかがいます。</u> 利用 <u>くてに</u> ○をつけてください。 ☆を記入してください。	していない理由につ
	利用する必要がない 2. 子どもの祖父母や親服 3. 近所の人や父母の友兄 4. 利用したいが、保育・ 5. 利用したいが、経済的 6. 利用したいが、延長・	・知人がみている 教育の事業に空きがない 的な理由で事業を利用できない 夜間等の時間帯の条件が合わない)質や場所など、納得できる事業がない	

問 15-3 現在、定期的に利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。「1.」「2.」

として、 <u>「定期的に」利用したいと考える事業</u> について、当てはまる番号 <u>すべてに</u> ひをつけてくた さい。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所(園)の場 合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。
 幼稚園(通常の就園時間の利用) 幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ) 認可保育所(園)(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの) 認定こども園(幼稚園と保育園(所)の機能を併せ持つ施設) 小規模な保育施設(国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね6~19人のもの) 家庭的保育(保育者の家庭等で子どもを保育する事業) 事業所内保育施設(企業が主に従業員用に運営する保育施設) 自治体の認証・認定保育施設(認可保育園ではないが、自治体が認証・認定した施設) その他の認可外の保育施設 居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業) ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業) 今後利用する予定はない その他(
問 16-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。「1.」「2.」の <u>いずれかに</u> 〇をつけてください。また、中央市外の場合は具体的な市町村名を1つご記入ください。
1. 中央市内 2. 中央市外(市町村名:)
問 16-2 問16で「1. 幼稚園」または「2. 幼稚園の預かり保育」に〇をつけ、かつ3~11のいずれたにも〇をつけた方にうかがいます。特に幼稚園(幼稚園の預かり保育をあわせて利用す場合を含む)の利用を強く希望しますか。当てはまる番号に〇をつけてください。 1. はい 2. いいえ
2. 01012
宛名のお子様の地域の子育て支援 事業の利用状況についてうかがいます。
問 17 宛名のお子様は、現在、地域子育で支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、中央市では、ちゃいるど広場、まちかど保育園と呼ばれています)等を利用していますか。次の中から、利用されているもの <u>すべてに</u> 〇をつけてください。また、おおよその利用回数(頻度)を口内に <u>数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。</u> 1. 地域子育で支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談をする場) 1. 週当たり 回 もしくは 1ヶ月当たり 回程度 2. その他中央市で実施している類似の事業(例:おやこふれあい広場(児童館)) 1. 週当たり 回 もしくは 1ヶ月当たり 回程度

問 16 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子様の平日の教育・保育の事業

問 18 問 17 のような地域子育で支援拠点事業等について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。当てはまる番号<u>一つに</u>〇をつけて、おおよその利用回数(頻度)を口内に<u>数字で</u>ご記入ください(数字は一枠に一字)。 ※なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。

1. 利用していないが、今後利用したい
1週当たり 🗌 回 もしくは 1ヶ月当たり 🗌 回程度
2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
1週当たり 更に 🗌 回 もしくは 1ヶ月当たり 更に 📗 回程度
3.新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

問 19 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものをお答えください。①~⑪の事業ごとに、A~Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかにOをつけてください。

事業名	A 知っている		B これまでに利用した ことがある		C 今後利用したい	
回答例	(JU)	いいえ	(JU)	いいえ	(JU)	いいえ
①母親学級、パパママ教室	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
②育児学級 (離乳食教室·事故防止)	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
③すこやか相談	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
④わくわくママクラス (子育てセミナー)	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑤教育相談	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑥児童館の子育て支援事業	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑦中央市子育てガイドブック	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
8民間の子育て支援施設	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑨中央市子育てアプリ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑩親子教室	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑪つどいの広場「笑」	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ

宛名のお子様の土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な 教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。

問 20 宛名のお子様について、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか(一時的な利用は除きます)。希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例) 09 時~18 時のように 24 時間制でご記入ください (数字は一枠に一字)。

※なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

※教育・保育事業とは、幼稚園、保育所(園)、認可外保育施設などの事業を指し、親族・知 人による預かりは含みません。

(1)	十品	建厂	1
١.	- 1	,	1 114	ᄩᄔ	1

 利用する必要はない ほぼ毎週利用したい 月に1~2回は利用したい 	利用したい時間帯
	時から 時まで
(2)日曜・祝日	
1. 利用する必要はない	
 利用する必要はない ほぼ毎週利用したい 	利用したい時間帯

問 20-1 <u>問 20 の (1) もしくは (2) で、「3.月に $1 \sim 2$ 回は利用したい」に〇をつけた方にうかがいます。</u>毎週ではなく、月に $1 \sim 2$ 回利用したい理由について、当てはまる番号<u>すべてに</u>〇をつけてください。

- 1. 月に数回仕事が入るため
- 2. 平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため
- 3. 親族の介護や手伝いが必要なため 4. 息抜きのため
- 5. その他(

問 21 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。宛名のお子様について、夏休み・冬休みなど 長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時 間帯を、(例)09 時~18 時のように 24 時間制でご記入ください (数字は一枠に一字)。

※なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

- 1. 利用する必要はない
- 2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい
- 3. 休みの期間中、週に数日利用したい

\neg	— → 利)	用したい時	詩間帯		
J		時から		時まで	

問 21-1 <u>問 21 で、「3. 週に数日利用したい」に〇をつけた方にうかがいます。</u>毎日ではなく、週に数日利用したい理由について、当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

1. 週に数回仕事が入るため	2. 買い物等の用事をまとめて済ませるため	
3. 親族の介護や手伝いが必要なため	4. 息抜きのため	
5. その他()	

宛名のお子様の病気の際の対応についてうかがいます。

(平日の教育・保育を利用する方のみ)

問 22 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方(問 15 で 1 に〇をつけた 方)にうかがいます。利用していらっしゃらない方は、問 23 にお進みください。 この 1 年間(平成 30 年 1 月~12 月)に、宛名のお子様が病気やケガで通常の教育・保育の事業が利用できなかったことはありましたか。

1. あった → 問 22-1 へ	2. なかった → 問 23 へ	

問 22-1 宛名のお子様が病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間(平成30年1月~12月)に行った対処方法として当てはまる番号<u>すべてに</u>〇をつけ、それぞれの日数も<u>数字でご記入</u>ください(半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください)。

1 年間の対処方法	日数
1. 父親が休んだ	₿
2. 母親が休んだ	В
3. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもを看た	
4. (同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった	В
5. 病児・病後児の保育事業を利用した	В
6. ベビーシッターを利用した	В
7. ファミリー・サポート・センターを利用した	В
8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	В
9. その他(В

└→問 22-1 で「1.」「2.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

問 22-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号<u>1つに</u>〇をつけ、日数についても口内に<u>数字でご記入</u>ください(数字は一枠に一字)。 ※なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

 できれば病児・病後児保育施設等を利用したい → □ 日 → 問 22-3 へ 利用したいとは思わない → 問 22-4 へ
--

→ 問 22-5へ

fi 22-3		
	<u>います。</u> 上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われ	ま
	すか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。	
1	・施設(例:幼稚園・保育所(園)等)に併設した施設で子どもを保育する事業	
	· ルはくの・幼稚園 (は自分で図グサイル) にかなりた地域ですというには自身の事業 · 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業	
3.	・地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業	
	(例:ファミリー・サポート・センター等)	
4.	. その他())	
	→問 23 へ	
∃ 22_ <i>1</i>	問 22-2 で「2.利用したいと思わない」に〇をつけた方にうかがいます。そう思われる	III
) ZZ -4		垤
	由について当てはまる番号 <u>すべてに</u> 〇をつけてください。	
	. 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安がある	
2.	. 地域の事業の質に不安がある	
3.	. 地域の事業の利便性(立地や利用可能時間日数など)がよくない	
4.	. 利用料がかかる・高い	
5.	. 利用料がわからない	
6	$\Xi \cap \Pi = A \cap A \cap (X \cap M \cap A \cap A$	
	. 親が仕事を休んで対応する	
	. 親か仕事を休んで対応する . その他(→ 問 23 へ	
	. その他()	
	. その他()	
7.	. その他(→問 23 へ	
7.	. その他()	
7. ¶ 22–1 で	. その他(→問 23 へ →問 23 へ 「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。	
7. ¶ 22–1 で	. その他(
7. ¶22–1 で	. その他(→問 23 へ →問 23 へ で「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 1 つに○をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった	日
7.] 22-1 で	. その他(Ħ
7. 122-1 c	. その他(→問 23 へ →問 23 へ で「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 1 つに○をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった	<u> </u>
7.	. その他(→問 23 へ →問 23 へ で「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 1 つに○をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった	B
7.] 22-1 で] 22-5	・その他(→問 23 へ 「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。 きれば仕事を休んで看たい →仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 23 へ	B
7. 3 22-1 で 3 22-5 1. で	. その他(→問 23 へ で「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 1 つに○をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。	日
7. 3 22-1 で 3 22-5 1. でき	・その他(→問 23 へ 「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。 きれば仕事を休んで看たい →仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 23 へ	日
7. 1 22-1 で 1. で 2. 休 3. 就	. その他(→問 23 へ で「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 1つに ○をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても 数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。 きれば仕事を休んで看たい →仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 23 へ んで看ることは非常に難しい → 問 22-6 へ 労していない者がいるので、問題ない → 問 23 へ	日
7. 22-1 で 22-5 22-5 3. 就会	. その他(→問 23 へ で「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。 されば仕事を休んで看たい →仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 23 へ かで看ることは非常に難しい ・問 22-6 へ ・問 23 へ ・問 22-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に〇をつけた方にうかがいます。	B
7. 22-1 で 22-5 22-5 3. 就会	. その他(→問 23 へ で「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 1つに ○をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても 数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。 きれば仕事を休んで看たい →仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 23 へ んで看ることは非常に難しい → 問 22-6 へ 労していない者がいるので、問題ない → 問 23 へ	日
7. 1 22-1 で 1. で 2. 休 3. 就	. その他(→問 23 へ で「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 1つに〇をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった数についても数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。 されば仕事を休んで看たい →仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 23 へんで看ることは非常に難しい → 問 23 へ 問 22-6 へ 助していない者がいるので、問題ない → 問 23 へ 問 22-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に〇をつけた方にうかがいます。 そう思われる理由について当てはまる番号すべてに〇をつけてください。	B
7. 22-1 で 22-5 22-5 3. 就会	. その他(→問 23 へ で「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。 されば仕事を休んで看たい →仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 23 へ かで看ることは非常に難しい ・問 22-6 へ ・問 23 へ ・問 22-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に〇をつけた方にうかがいます。	B
7. 1. でも2. 休か3. 就会	. その他(→問 23 へ で「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 1つに〇をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった数についても数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。 されば仕事を休んで看たい →仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 23 へんで看ることは非常に難しい → 問 23 へ 問 22-6 へ 助していない者がいるので、問題ない → 問 23 へ 問 22-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に〇をつけた方にうかがいます。 そう思われる理由について当てはまる番号すべてに〇をつけてください。	
7. 1. で 2. 休か 3. 就会	. その他() →問 23 へ で「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 1つに○をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった数についても数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。 されば仕事を休んで看たい →仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 23 へんで看ることは非常に難しい → 問 22-6 へがしていない者がいるので、問題ない → 問 23 へ 問 22-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に○をつけた方にうかがいます。 そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。 1. 子どもの看護を理由に休みがとれない	E E
7. 見 22-1 で 月 22-5 1. でき 2. 休か	. その他(→問 23 へ で「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 1つに○をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。 されば仕事を休んで看たい →仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 23 へ がしていない者がいるので、問題ない ・問 22-6 へ ・問 22-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に○をつけた方にうかがいます。 そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。 1. 子どもの看護を理由に休みがとれない 2. 自営業なので休めない	B

宛名のお子様の不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う 一時預かり等の利用についてうかがいます。

問 23 宛名のお子様について、日中の定期的な保育やお子様の病気のための保育以外に、<u>私用、親の通院、就労等の目的で不定期に</u>利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号<u>すべてに</u>〇をつけ、1年間(平成 30 年 1 月~12 月)の利用日数(おおよそ)も<u>数字でご記入</u>ください。

			-	
	利用している事業・日数(年間)			
1.	一時預かり			1
	(私用など理由を問わずに保育所(園)などで一時的に子どもを保育する事業)	⊟		
2.	幼稚園の預かり保育			
	(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ)			. 88 04 4
3.	ファミリー・サポート・センター			→問 24 へ
	(地域住民が子どもを預かる事業)			
4.	ベビーシッター	В		
5.	その他(В] /	
6	利用していない			

→問 23 で「6. 利用していない」と回答した方にうかがいます。

問 23-1 現在利用していない理由は何ですか。当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

1.		2.	利用したい事業が地域にない
3.	地域の事業の質に不安がある	4.	地域の事業の利便性(立地や利用可能時間・日数など)
			がよくない
5.	利用料がかかる・高い	6.	利用料がわからない
7.	自分が事業の対象者になるのか	8.	事業の利用方法(手続き等)がわからない
	わからない		
9.	その他()

問 24 宛名のお子様について、<u>私用、親の通院、就労等の目的</u>で、年間何日くらい不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の事業を<u>利用したい</u>と思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号<u>すべてに</u>〇をつけ、必要な日数をご記入ください(利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を数字でご記入ください)。

※なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利	用したい	計	B
	ア. 私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)、 リフレッシュ目的		В
	イ. 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院 等		В
	ウ. 不定期の就労		
	エ. その他 ()		
2. 利用する必要はない → 問 25 へ			

*問24-1へ

問 24-1 <u>問 24 で「1.利用したい」に〇をつけた方にうかがいます。</u>問 24 の目的でお子様を預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

- 1. 大規模施設で子どもを保育する事業(例:幼稚園・保育所(園)等)
- 2. 小規模施設で子どもを保育する事業(例:地域子育て支援拠点等)
- 3. 地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業(例:ファミリー・サポート・センター等)
- 4. その他()

問 25 この1年間に、<u>保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)</u>により、宛名のお子様を<u>泊りがけで</u>家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか(預け先が見つからなかった場合も含みます)。あった場合は、この1年間(平成30年1月~12月)の対処方法として当てはまる番号すべてに〇をつけ、それぞれの日数も数字でご記入ください。

	1 年間の対処方法	泊数
1. あった	ア. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった	泊
	イ.短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した(児	
	童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)	泊
	ウ.イ以外の保育事業(認可外保育施設、ベビーシッター等)	
	を利用した	泊
	エ. 仕方なく子どもを同行させた	泊
	オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	泊
	カ. その他 ()	泊
2. なかった		

ア. 以外を選択した方は →問 26 へ

問 25-1 <u>問 25 で「1. あった ア.(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。</u> その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号<u>1 つに</u>〇をつけてください。

1. 非常に困難だった 2. どちらかというと困難だった 3. 特に困難ではなかった

宛名のお子様が5歳以上である方に、小学校就学後の

放課後の過ごし方についてうかがいます。

→ 5歳未満の方は、問30 へ

問 26 宛名のお子様について、小学校低学年(1~3年生)のうちは、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号<u>すべてに</u>〇をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。

また、「放課後児童クラブ (学童保育)」の場合には、利用を希望する時間も<u>数字でご記入</u>ください。 時間は (例) 18 時 のように 24 時間制でご記入ください。

「放課後児童クラブ(学童保育)」

…保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては一定の利用料がかかります。

回答例	
(1) 自宅	週 5 日くらい
1. 自宅	週 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週 日くらい
4. 児童館 ※1	週 日くらい
5. 放課後子ども教室 ※2	週 日くらい
6. 放課後児童クラブ(学童保育)	週 日くらい
	→ 下校時から 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週 日くらい
8. その他(公民館、公園など)	週 日くらい

- ※1 児童館で行う放課後児童クラブ(学童保育)の利用を希望する場合は「6.」に回答
- ※2 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。
- 問 27 宛名のお子様について、小学校高学年(4~6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後) の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号<u>すべてに</u>〇をつけ、それぞれ 希望する週当たり日数を数字でご記入ください。

また、「放課後児童クラブ(学童保育)」の場合には、利用を希望する時間も<u>数字でご記入</u>ください。 時間は(例) 18 時 のように 24 時間制でご記入ください。

※だいぶ先のことになりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

回答例	
(1) 自宅	週 5 日くらい
1. 自宅	週 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 日くらい
3. 習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週 日くらい
4. 児童館 ※1	週 日くらい
5. 放課後子ども教室	週 日くらい
6. 放課後児童クラブ(学童保育)	週 日くらい
	→ 下校時から 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週 日くらい
8. その他(公民館、公園など)	週 日くらい

※1 児童館で行う放課後児童クラブ(学童保育)の利用を希望する場合は「6.」に回答

- 問 28 <u>問 26 または問 27 で「6. 放課後児童クラブ(学童保育)」に〇をつけた方にうかがいます。</u> 宛名のお子様について、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望はあり ますか。
 - (1)(2) それぞれについて、当てはまる番号 1つに Oをつけてください。また利用したい時間帯を、 \Box 内に(例)09 時~18 時のように 24 時間制でご記入ください(数字は一枠に一字)。

(1) 土曜日 1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい 2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい 3. 利用希望はない	→ 利用したい時間帯時から 時まで
(2) 日曜・祝日 1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい 2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい 3. 利用希望はない	→ 利用したい時間帯時から 時まで

問 29 宛名のお子様について、お子様の夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望はありますか。当てはまる番号<u>1つに</u>〇をつけてください。また利用したい時間帯を、口内に(例)09 時~18 時のように 24 時間制でご記入ください(数字は一枠に一字)。 ※なお、事業の利用には、一定の利用料がかかります。

1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい 2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい	\neg	▶ 利用	したい時間	帯	
3. 利用希望はない			時から		時まで

すべての方に、育児休業や短時間勤務制度など

職場の両立支援制度についてうかがいます。

問 30 宛名のお子様が生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、当てはまる番号1つにOをつけ、また、取得していない方はその理由として当てはまる番号すべてにOをつけてください。

母親(いずれかに〇)	父親(いずれかに〇)
1. 働いていなかった	1. 働いていなかった
2. 取得した(取得中である)	2. 取得した(取得中である)
3. 取得していない	3. 取得していない
	<u>—</u>





取得していない理由

(当てはまる番号すべてに〇をつけてください)

- 1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
- 2. 仕事が忙しかった
- 3. (産休後に)仕事に早く復帰したかった
- 4. 仕事に戻るのが難しそうだった
- 5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
- 6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
- 7. 保育所(園)などに預けることができた
- 8. 配偶者が育児休業制度を利用した
- 9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
- 10. 子育てや家事に専念するため退職した
- 11. 職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
- 12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
- 13. 育児休業を取得できることを知らなかった
- 14. 産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した
- 15. その他()

取得していない理由

(当てはまる番号すべてに〇をつけてください)

- 1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
- 2. 仕事が忙しかった
- 3. 仕事に早く復帰したかった
- 4. 仕事に戻るのが難しそうだった
- 5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
- 6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
- 7. 保育所(園)などに預けることができた
- 8. 配偶者が育児休業制度を利用した
- 9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、 制度を利用する必要がなかった
- 10. 子育てや家事に専念するため退職した
- 11. 職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
- 12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
- 13. 育児休業を取得できることを知らなかった
- 14. その他()
- 問 30-1 子どもが原則 1歳(保育所(園)における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は 1歳6ヶ月、さらにそれ以後も同様の要件を満たす場合には再延長でき、最長2歳)になるまで育児休業給付が支給される仕組みや子どもが満3歳になるまでの育児休業等(法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置)期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。当てはまる番号1つに〇をつけてください。
 - 1. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた
 - 2. 育児休業給付のみ知っていた
 - 3. 保険料免除のみ知っていた
 - 4. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった

問30で「1. 働いていなかった」、「3. 取得していない」と回答した方は、問31へ

以下は、問30で「2.取得した(取得中である)」と回答した方にうかがいます。

(1) 母親

問 30-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号<u>1つに</u>〇をつけてください。

1. 育児	見休業取得後、	職場に復帰した	2.	現在も育児休	業中である	3.	育児休業中に離職した
(2) 父	如						
		職場に復帰した	2.	現在も育児休	業中である	3.	育児休業中に離職した
HH 00 0 .	. (1) (0)			_			
		<u>のいずれか又は</u> 、職場に復帰した			問 30-3 へ		
		中である」、を回					
「3. 育	児休業中に離	職した」と回答し	<u>た方</u>	は問 31 へそれ	ぞれお進み	ください。	<u>) </u>
問 30-3	奈田仕業から	こ時世に復唱した	DI+	在度知めの保護	5㎡(周):	ᆥᆔᄼᅪ	oせたタイミングでしたか。
[E] 30 ⁻ 3		っ職場に復帰した れ以外でしたか。					フセルダイミング C したが。
							帰して一時的に認可外保育
	所(園)	に入所した場合	なども	5 「1.」に当て	はまります	け。また、	年度初めでの入所を希望し
	て復帰	したが、実際には	希望す	する保育所(園)	に入園で	きなかった	たという場合も「1.」を選
		ください。					
(1) 🖪			~			7 6 1 1 1 1	-" <i>+</i>
1. 3	牛度初めの人F 	所に合わせたタイ 	ミング	フたった	2.	それ以外/	こった
(2) 3	と親						
		 所に合わせたタイ	ミング	 ブだった	2.	 それ以外/	ごった
問 30-4	の育児休業 <i>0</i> ください(数		、何意				ましたか。また、お勤め先 すか。口内に <u>数字でご記入</u>
	実際	の取得期間	歳	ヶ月		望	歳 ヶ月
(2) 3	₹親						
	実際の	の取得期間	歳	ヶ月	肴	全	歳
問 30-5				かったですか。			場合、「希望」としてはお子 ください(数字は一枠に一

問 30-4 で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

問30-6 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてお答えください。

(1)「希望」より早く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

① 母親

- 1. 希望する保育所(園)に入るため
- 2. 配偶者や家族の希望があったため
- 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があったため 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
- 5. その他(

② 父親

- 1. 希望する保育所(園)に入るため
- 2. 配偶者や家族の希望があったため
- 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があったため 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため

- 5. その他(

(2)「希望」より遅く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

① 母親

- 1. 希望する保育所(園)に入れなかったため
- 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため
- 3. 配偶者や家族の希望があったため
- 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
- 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため 6. その他(

② 父親

- 1. 希望する保育所(園)に入れなかったため
- 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため
- 3. 配偶者や家族の希望があったため
- 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
- 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため 6. その他(

問 30-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問30-7 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。当てはまる番号1 つに〇を つけてください。

(1) 母親

- 1. 利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)
- 2. 利用した
- 3. 利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)

(2) 父親

- 1. 利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)
- 2. 利用した
- 3. 利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)

問30-7 で「3.利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」と回答した方にうかがいます。

問 30-8 短時間勤務制度を利用しなかった(利用できなかった)理由は何ですか。当てはまる理由<u>すべて</u> に〇をつけてください。

(1) 母親

- 1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
- 2. 仕事が忙しかった
- 3. 短時間勤務にすると給与が減額される
- 4. 短時間勤務にすると保育所(園)の入園申請の優先順位が下がる
- 5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
- 6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた
- 7. 子育てや家事に専念するため退職した
- 8. 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
- 9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった
- 10. その他()

(2) 父親

- 1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
- 2. 仕事が忙しかった
- 3. 短時間勤務にすると給与が減額される
- 4. 短時間勤務にすると保育所(園)の入園申請の優先順位が下がる
- 5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
- 6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた
- 7. 子育てや家事に専念するため退職した
- 8. 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
- 9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった
- 10. その他 ()

問 30-2 で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。

問 30-9 宛名のお子様が 1 歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1 歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても 1 歳になる前に復帰しますか。当てはまる番号 1つにOをつけてください。

(1) 母親

1. 1歳になるまで育児休業を取得したい 2. 1歳になる前に復帰したい

(2) 父親

1. 1歳になるまで育児休業を取得したい 2. 1歳になる前に復帰したい

最後に、中央市の子育て関連の取り組み 全般についてうかがいます。

問31 中央市における子育での環境や支援への満足度について当てはまる番号<u>1つに</u>〇をつけてください。

不満	やや不満	普通	やや満足	満足
1	2	3	4	5

問32 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由 にご記入ください。

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。 同封の返信用封筒に入れ、1月28日までに投函してください。 (または園にお戻しください)

中央市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査 【小学生用】

皆様には、日頃から市政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、子ども・子育て支援法(2012年法律第65号)に基づく新たな子ども・子育て支援の制度(以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。)に沿って、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付・事業を実施することに取り組んでいます。

この計画期間が2019年度に終了するため、新たに「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定することといたしました。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市が算出するにあたり、住民の皆様の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

皆様からいただいたご回答は、統計的に処理し、個別の回答者や回答内容が公表されることはありません。また、個別の調査結果を他の目的に使用することはございませんので、安心してお答えください。 ご多忙のこととは存じますが、なにとぞ、本調査の趣旨をご理解賜り、ご回答いただきますようお願い申し上げます

平成31年1月中央市長田中久雄

【ご記入にあたってのお願い】

- 1. ご回答は、**宛名のお子様の保護者の方**がご記入ください。
- 2. 選択肢の場合、お選びいただく数が設問によって異なりますので、ご注意下さい。また「その他」 をお選びいただいた場合は、その後にある()内に具体的な内容をご記入ください。
- 3. お手数ですが、ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に封入していただき、

1月28日(月)までに、切手を貼らずに、郵便ポストへご投函ください。

お問い合わせ先

中央市役所 子育て支援課 電話:055-274-8557

子ども・子育て支援新制度は、次のような考え方に基づいています。

~子ども・子育て支援新制度とは~

- 急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することが重要となります。
- 子どもの健やかな成長のためには、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、 自分は大切な存在だと感じられるように育まれることが必要です。
- 子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

~子ども・子育て支援とは~

- 子ども・子育て支援新制度の考え方をもとに、保護者には子育てについて重要な責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を受けやすくなるような支援を行うものです。
- 子ども・子育て支援では、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者の子育てに対する負担や不安、 孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指し ています。

【用語の定義】

・子 育 て : 教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援

教育:家庭での教育を含めた広い意味で用いています。

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地区(小学校区)として当てはまる番号<u>1つに</u>〇をつけてください。

選択肢(○は1つ)	該当する自治会名
1. 三村小学校区	井之口一、井之口二、西新居、中楯、新城、上成島、宿成島、新成島、 下成島一、下成島二、高橋、極楽寺、若宮
2. 玉穂南小学校区	乙黒、下河東東、下河東西、下河東下、町之田、一町畑、上三条、下三条一、 下三条二
3. 田富小学校区	布施第五、新町第一、新町第二、東、臼井阿原第一、臼井阿原第二、新道、 東花輪第一、東花輪第二、東花輪第三、清川、桜
4. 田富北小学校区	鍛冶新居、リバーサイド第一、リバーサイド第二、リバーサイド第三、山之神、 宮北、布施第三、布施第四
5. 田富南小学校区	西花輪第一、西花輪第二、釜無、飛石、山王第一、山王第二、山王第三、 大田和、藤巻、今福、今福新田
6. 豊富小学校区	浅利、木原、高部、大鳥居、関原、久保団地、神明

宛名のお子様とご家族の状況についてうかがいます。

問 2	宛名のお子様の生年月と学年をご記入ください (口内に <u>数字でご記入</u> ください。数字は一枠に一字)。
	平成
問 3	宛名のお子様のきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子様を含めた人数を、口内に <u>数字でご記入</u> ください。お2人以上のお子様がいらっしゃる場合は、末子の方の生年月をご記入ください。
	1. きょうだいがいる きょうだい数 人 末子の生年月 平成 年 月生
	2. きょうだいはいない
問4	この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子様からみた関係で当てはまる番号1

3. その他(

2. 父親

<u>つに</u>Oをつけてください。

1. 母親

問 5	この調査票にご回答いただいている方の配偶関係について、当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけてください。
	1. 配偶者がいる 2. 配偶者はいない
問6	宛名のお子様の子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。 お子様からみた関係で当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけてください。
	1.父母ともに 2.主に母親 3.主に父親 4.主に祖父母 5.その他()
	子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。
問 7	宛名のお子様の子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方はどなた(施設)ですか。 お子様からみた関係で当てはまる番号 <u>すべてに</u> 〇をつけてください。
	1. 母親 2. 父親 3. 祖父母 4. 小学校 5. その他()
問8	宛名のお子様の子育て(教育を含む)に、影響すると思われる環境 <u>すべてに</u> 〇をつけてください。
	 家庭(祖父母等へ預けるケースを含む) その他(
問 9	日頃、宛名のお子様をみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号 <u>すべてに</u> 〇をつけてください。
	 1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる →問9-1へ
	2. 系記号もしては用事の際には祖文母等の規族にみてもらえる 3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる →問 Q-2 ∧
	4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる → 問 10 へ
問 9	- 1 <u>問9で「1.」または「2.」に〇をつけた方(祖父母等の親族にみてもらえる方)にうかがいます。</u> 祖父母等の親族にお子様をみてもらっている状況について、当てはまる番号 <u>すべてに</u> 〇をつけてください。
	1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子ども
	をみてもらえる 2. 祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である
	3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
	4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
	5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある6. その他()
	- 0. との他(

問	9 – 2	1			<u>†た方(子どもをみてもらえる友人・知人がいる方)</u> ↓てもらっている状況について、当てはまる番号 <u>すべ</u>	
		 2. 3. 4. 5. 	友人・知人の身体的・精神的な負担でもらえる 友人・知人の身体的負担が大きくが 友人・知人の時間的制約や精神的な 自分たち親の立場として、負担をな 子どもの教育や発育にとってふされ その他(心配で な負担 かけて	が大きく心配である いることが心苦しい	
問			包名のお子様の子育て(教育を含む) できる場所はありますか。当てはまる		る上で、気軽に相談できる人はいますか。または相 <u>1つに</u> 〇をつけてください。	
		1.	「いる」または「ある」 → 問 10 -	1 ^	2.「いない」または「ない」 → 問 11 へ	
問	10-		を含む)に関して、気軽に相談で 〇をつけてください。	きるタ	: <u>〇をつけた方にうかがいます。</u> お子様の子育て(教育 たは、誰(どこ)ですか。当てはまる番号 <u>すべてに</u>	
		3.	祖父母等の親族 近所の人 保健所・保健センター	4.	友人や知人 子育て支援施設(地域子育て支援拠点、児童館等) や NPO 法人 学校等	
		-	民生委員・児童委員		かかりつけの医師	
			自治体の子育て関連担当窓口		その他()	
問	11	_	子育て(教育を含む)をする上で、馬 あればよいとお考えでしょうか。ご自		身近な人、行政担当者など)からどのようなサポート お書きください。	

宛名のお子様の保護者の就労状況についてうかがいます。

問 12 宛名のお子様の保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者を含む)についてうかがいます。

※フルタイム=1週5日程度・1日8時間程度の就労 パート・アルバイト等=フルタイム以外の就労

- (1) 母親 【父子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに〇をつけてください。
 - 1. フルタイムで就労(産休・育休・介護休業中ではない)
 - 2. フルタイムで就労(産休・育休・介護休業中である)
 - 3. パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中ではない)
 - 4. パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中である)
 - 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない
 - 6. これまで就労したことがない

→ (2) ^

 \rightarrow (1)-1 \wedge

(1)-1 <u>(1)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。</u>

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。 就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。 産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください(□内に数字 でご記入ください。数字は一枠に一字)。

1 週当たり 日 1 日当たり 時間

(1)-2 (1)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。

家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時刻は、(例) 08 時~18 時のように、24 時間制でお答えください(口内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字)。

家を出る時刻	時	帰宅時刻	時
	미국	""	<u>na</u>

- (2)**父親** 【母子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号<u>1つに</u>〇をつけてください。
 - 1. フルタイムで就労(育休・介護休業中ではない)
 - 2. フルタイムで就労(育休・介護休業中である)
 - 3. パート・アルバイト等で就労(育休・介護休業中ではない)
 - 4. パート・アルバイト等で就労(育休・介護休業中である)
 - 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない
 - 6. これまで就労したことがない

→(2)-1^

→問 14 へ

		N場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。 こ入る前の状況についてお答えください(□内に数字でご記入
	1 週当たり	1日当たり 時間
(2)	家を出る時刻と帰宅時刻をお答え についてお答えください。育休・	している)に〇をつけた方にうかがいます。 えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターン ・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えくだ ・時のように、24時間制でお答えください(口内に数字で ー字)。
	家を出る時刻 時	帰宅時刻時
問 13 (1)	<u>た方にうかがいます。該当しない</u> だ	「 <u>3.4.」(パート・アルバイト等で就労している) に〇をつけ</u> ちは、問 14 へお進みください。 すか。当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけてください。
	1. フルタイムへの転換希望があり 2. フルタイムへの転換希望はある 3. パート・アルバイト等の就労を 4. パート・アルバイト等をやめて	るが、実現できる見込みはない を続けることを希望
(2)	父親 1. フルタイムへの転換希望があり。 2. フルタイムへの転換希望はある。	
	3. パート・アルバイト等の就労を 4. パート・アルバイト等をやめて	を続けることを希望

(2)-1 <u>(2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。</u>

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。

問 14 <u>問 12 の(1)または(2)で「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6.これまで就労したことがない」に〇をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 15 へお進みください。</u> 就労したいという希望はありますか。当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけ、該当する口内には <u>数字を</u> ご記入ください(数字は一枠に一字)。
(1) 母親
1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
2. 1年より先、一番下の子どもが 歳になったころに就労したい
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
→ 希望する就労形態 (番号にO、②は□ に数字を記入) (番号にO、②は□ に数字を記入) (番号にO、②は□ に数字を記入) (番号にO、②は□ 1日当たり 時間 日 1日当たり 日 日 1日当たり 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
(2) 父親
1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
2. 1年より先、一番下の子どもが 歳になったころに就労したい
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
→ 希望する就労形態 (番号にO、②は□ に数字を記入) (番号にO、②は□ に数字を記入) (番号にO、②は□ に数字を記入) (番号にO、②は□ 1 日当たり 時間

宛名のお子様の病気の際の対応についてうかがいます。

問 15	この1年間	(平成 30 年 1	月~平成30年	12月)に、	宛名のお子様が病気	やケガで学校を休まな
	ければならな	かったことは	ありますか。			

1. あった → 問 15-1 へ	2. なかった → 問 16 へ	

問 15-1 宛名のお子様が病気やケガで学校を休んだ場合、この1年間(平成30年1月~12月)に行った 対処方法として当てはまる番号<u>すべてに</u>〇をつけ、それぞれの日数も<u>数字でご記入</u>ください (半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください)。

1 年間の対処方法	日数
/ 1. 父親が休んだ	
2. 母親が休んだ	В
3. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもを看た	В
4. (同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった	В
5. 病児・病後児の施設を利用した	В
6. ベビーシッターを利用した	В
7. ファミリー・サポート・センターを利用した	В
8. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	В
9. その他(В

問 15-2 その際、「できれば病児・病後児のための施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号<u>1つに</u>〇をつけ、日数についても口内に<u>数字でご記入</u>ください(数字は一枠に一字)。 ※なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

 できれば病児・病後児施設等を利用したい → 利用したいとは思わない → 問 15-4 へ 	□ □ → 問 15-3 へ
2. 利用したいとは高りない - 10 10-4 11	

→ 問 15-5へ

上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか	١,
当てはまる番号すべてに〇をつけてください。	
施設(例:児童館・児童養護施設等)に併設した施設	
→問 16 ^	
問 15-2 で「2. 利用したいと思わない」にOをつけた方にうかがいます。そう思われる	5理
由について当てはまる番号すべてに〇をつけてください。	
利用料がわからない	
親が仕事を休んで対応する	
その他(
→問 16 へ	
ౖで「3.」~「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。 	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。	- A
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった	- 日
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。	- 日
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった	: 日
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> ○をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。 1.できれば仕事を休んで看たい → 仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 16	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。 1.できれば仕事を休んで看たい \rightarrow 仕事を休んで看たかった日数 \Box	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。 1.できれば仕事を休んで看たい \rightarrow 仕事を休んで看たかった日数 \Box	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 1つに O をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった数についても数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。 1. できれば仕事を休んで看たい → 仕事を休んで看たかった日数 \Box	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 1つに O をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった数についても数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。 1. できれば仕事を休んで看たい → 仕事を休んで看たかった日数 \Box	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> Oをつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。 1. できれば仕事を休んで看たい → 仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 16 2. 休んで看ることは非常に難しい → 問 15-6 へ 3. 就労していない者がいるので、問題ない → 問 16 へ	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> 〇をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。 1. できれば仕事を休んで看たい → 仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 16 2. 休んで看ることは非常に難しい → 問 15-6 へ 3. 就労していない者がいるので、問題ない → 問 16 へ	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> Oをつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。 1. できれば仕事を休んで看たい → 仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 16 2. 休んで看ることは非常に難しい → 問 15-6 へ 3. 就労していない者がいるので、問題ない → 問 16 へ	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> ○をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。 1. できれば仕事を休んで看たい → 仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 16 2. 休んで看ることは非常に難しい → 問 15-6 へ 3. 就労していない者がいるので、問題ない → 問 16 へ 問 15-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に○をつけた方にうかがいます。 そう思われる理由について当てはまる番号 <u>すべてに</u> ○をつけてください。	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> ○をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。 1.できれば仕事を休んで看たい → 仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 16 2. 休んで看ることは非常に難しい → 問 15-6 へ 3. 就労していない者がいるので、問題ない → 問 16 へ 問 15-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に○をつけた方にうかがいます。 そう思われる理由について当てはまる番号 <u>すべてに</u> ○をつけてください。 1. 子どもの看護を理由に休みがとれない	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 1つにOをつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった数についても数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。 1.できれば仕事を休んで看たい → 仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 16 2. 休んで看ることは非常に難しい → 問 15-6 へ 3. 就労していない者がいるので、問題ない → 問 16 へ 問 15-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」にOをつけた方にうかがいます。 そう思われる理由について当てはまる番号すべてにOをつけてください。 1. 子どもの看護を理由に休みがとれない 2. 自営業なので休めない	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 <u>1つに</u> ○をつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった 数についても <u>数字でご記入</u> ください(数字は一枠に一字)。 1.できれば仕事を休んで看たい → 仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 16 2. 休んで看ることは非常に難しい → 問 15-6 へ 3. 就労していない者がいるので、問題ない → 問 16 へ 問 15-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に○をつけた方にうかがいます。 そう思われる理由について当てはまる番号 <u>すべてに</u> ○をつけてください。 1. 子どもの看護を理由に休みがとれない	
その際「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。 当てはまる番号 1つにOをつけ、「3.」から「9.」の日数のうち仕事を休んで看たかった数についても数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。 1.できれば仕事を休んで看たい → 仕事を休んで看たかった日数 日 → 問 16 2. 休んで看ることは非常に難しい → 問 15-6 へ 3. 就労していない者がいるので、問題ない → 問 16 へ 問 15-5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」にOをつけた方にうかがいます。 そう思われる理由について当てはまる番号すべてにOをつけてください。 1. 子どもの看護を理由に休みがとれない 2. 自営業なので休めない	
	由について当てはまる番号 <u>すべてに</u> 〇をつけてください。 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安がある 地域の事業の質に不安がある 地域の事業の利便性(立地や利用可能時間日数など)がよくない 利用料がかかる・高い 利用料がわからない 親が仕事を休んで対応する

放課後の過ごし方についてうかがいます。

問 16 宛名のお子様について、現在放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごしていますか。また、希望としてはどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号<u>すべてに</u> 〇をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を<u>数字でご記入</u>ください(数字は一枠に一字)。 また、「放課後児童クラブ(学童保育)」の場合には、利用を希望する時間も<u>数字でご記入</u>ください。 時間は(例)18 時 のように 24 時間制でご記入ください。

「放課後児童クラブ(学童保育)」

···保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては一定の利用料がかかります。

放課後を過ごす場所[複数選択可]	1 週当たりの日数[数字を記入]		
以味及で煙こり場所[後数送扒巴]	現 状	希望	
回答例 ①. 自宅	週 5 日くらい	週 1 日くらい	
1. 自宅	週 🗌 日くらい	週 🗌 日くらい	
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 🗌 日くらい	週 🗌 日くらい	
 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、 学習塾など) 	週 🗌 日くらい	週 🗌 日くらい	
4. 児童館 ※1	週 🗌 日くらい	週 📗 日くらい	
5. 放課後子ども教室 ※2	週 🗌 日くらい	週 🗌 日くらい	
6. 放課後児童クラブ (学童保育)	週 □ 日くらい → 下校時から □ 時まで	週 □ 日くらい →下校時から□□時ま で	
7. ファミリー・サポート・センター	週 🗌 日くらい	週 🗌 日くらい	
8. その他(公民館、公園など)	週 🗌 日くらい	週 🗌 日くらい	

- ※1 児童館で行う放課後児童クラブ(学童保育)を利用している場合は「6.」に回答
- ※2 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

宛名のお子様が小学校3年生以下の方にうかがいます。

→宛名のお子様が小学校4年生以上の場合は、問18へ

問 17 宛名のお子様について、小学校高学年(4~6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後) の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号<u>すべてに</u>〇をつけ、それぞれ 希望する週当たり日数を数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。

また、「放課後児童クラブ (学童保育)」の場合には、利用を希望する時間も<u>数字でご記入</u>ください。 時間は (例) 18 時 のように 24 時間制でご記入ください。

放課後を過ごさせたい場所[複数選択可]	1 週当たりの希望日数[数字を記入]
回答例	
①. 自宅	週 5 日くらい
1. 自宅	週 🗌 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 🗌 日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週 🗌 日くらい
4. 児童館 ※1	週 🗌 日くらい
5. 放課後子ども教室 ※2	週 🗌 日くらい
6. 放課後児童クラブ(学童保育)	週 □ 日くらい → 下校時から □ 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週 🗌 日くらい
8. その他(公民館、公園など)	週 🗌 日くらい

- ※1 児童館で行う放課後児童クラブ(学童保育)を利用している場合は「6.」に回答
- ※2 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

- 問 18 <u>問 16 または問 17 で「6. 放課後児童クラブ(学童保育)」に〇をつけた方にうかがいます。</u> 宛名のお子様について、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望はあり ますか。
 - (1)(2) それぞれについて、当てはまる番号 1つに Oをつけてください。また利用したい時間帯を、口内に(例)09 時~18 時のように24 時間制でご記入ください(数字は一枠に一字)。

(1) 土曜日1. 利用したい	→ 利用したい時間帯
2. 利用希望はない	時から 時まで
(2) 日曜・祝日 1. 利用したい	──▶ 利用したい時間帯
2. 利用希望はない	時から 時まで

問 19 宛名のお子様について、お子様の夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望はありますか。当てはまる番号<u>1つに</u>〇をつけてください。また利用したい時間帯を、口内に(例)09 時~18 時のように 24 時間制でご記入ください(数字は一枠に一字)。 ※なお、事業の利用には、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい			
 2. 利用希望はない 	時からしまで		

最後に、中央市の子育て関連の取り組み 全般についてうかがいます。

問 20 中央市における子育での環境や支援への満足度について当てはまる番号<u>1つに</u>〇をつけてください。

不満	やや不満	普通	やや満足	満足
1	2	3	4	5

問 21 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由 にご記入ください。

1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。 同封の返信用封筒に入れ、1月28日までに投函してください。

第2期中央市子ども・子育て支援事業計画「親が子どもがいきいきプラン」

発行日 令和2年3月 発 行 中央市 子育て支援課 〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301番地1

TEL 055-274-8557 FAX 055-274-1125

URL http://www.city.chuo.yamanashi.jp/





中央市 子ども・子育て支援事業計画

親が子どもかしましきプラン

[お問合せ先]

子育て支援課

〒409-3892 中央市臼井阿原301番地1 TEL 055-274-8557 FAX 055-274-1125 URL http://www.city.chuo.yamanashi.jp/